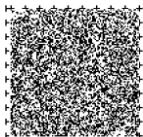
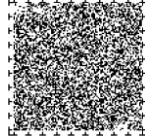


第2期 共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン

相模原市

この冊子の各ページの右下又は左下にある四角い網目模様は「音声コード（Uni-Voice（ユニボイス））」といいます。活字読み上げ装置や、音声コードに対応したアプリケーションソフトをインストールしたスマートフォンで読み取らせると、内容を音声で聞くことができます。







ごあいさつ

令和3年5月に成立した障害者差別解消法の改正により、本年4月から事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務付けられるようになります。また、県においては、令和5年度から「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」が施行されるなど、各所で共生社会の実現を目指した障害者福祉に関する様々な施策が展開されています。

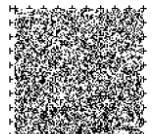
本市におきましても、7年が経過した今も社会に深い悲しみをもたらしている津久井やまゆり園事件を胸に刻み、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らすことのできる“共生社会”の実現に取り組んでいます。令和3年には「共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」を改定し、相談支援体制の充実・強化や、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組を進めてまいりました。

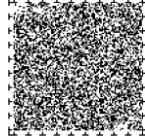
今回策定した「第2期 共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」では、72万市民を誰一人取り残さないという思いのもと、障害等に関する理解促進や、包括的な支援体制の整備、福祉の基盤整備等を重点的に推進し、市民の皆さまと一体となって障害のある方の自立と社会参加を促進してまいりますので、引き続き皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定にあたりご尽力いただきました相模原市障害者施策推進協議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などにご協力いただき、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、関係団体の皆さまに対し、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

相模原市長 本村 賢太郎





目 次

第1章 計画の策定に当たって

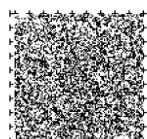
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間.....	6
4 計画の背景.....	7
5 計画の策定体制	10
6 プランの評価・点検	11

第2章 障害福祉を取り巻く現状と課題

1 障害のある人の現状と将来推計	15
2 支給決定者数の推移	20
3 前計画の振り返り	22
4 本市の課題.....	28

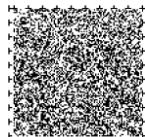
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 重点的な取組事項	37
4 計画の体系.....	38



第4章 施策の展開（分野別施策の基本的方向）

【基本目標1】障害等に関する理解促進と個人の尊厳の保持.....	43
(1) 施策の方向性1 障害等に関する理解促進	43
(2) 施策の方向性2 権利擁護の推進.....	45
(3) 施策の方向性3 障害者団体などの地域での活動の支援	48
【基本目標2】地域生活支援の充実	50
(1) 施策の方向性1 相談体制の充実.....	50
(2) 施策の方向性2 福祉サービス基盤の充実	52
(3) 施策の方向性3 保健・医療サービスの充実.....	56
(4) 施策の方向性4 福祉人材の確保・定着・育成.....	58
(5) 施策の方向性5 精神保健福祉施策の充実	59
(6) 施策の方向性6 療育体制の整備.....	61
(7) 施策の方向性7 バリアフリーのまちづくり	64
(8) 施策の方向性8 住まいづくり	66
(9) 施策の方向性9 防犯・防災対策の推進	68
【基本目標3】ライフステージに応じた児童への支援体制の充実	70
(1) 施策の方向性1 乳幼児期における保育・教育の充実	70
(2) 施策の方向性2 学齢期における支援の充実	72
【基本目標4】障害のある人の就労環境の充実	74
(1) 施策の方向性1 就労の支援	74
(2) 施策の方向性2 就労の機会の確保.....	76
(3) 施策の方向性3 職業訓練及びリハビリテーションの充実	78
【基本目標5】障害のある人の社会参加、いきがいづくりの推進	80
(1) 施策の方向性1 スポーツ・レクリエーションの支援	80
(2) 施策の方向性2 文化活動への支援.....	82
(3) 施策の方向性3 生涯学習機会の充実.....	84



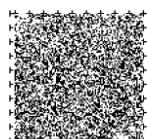
第5章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等

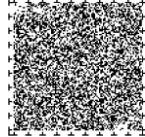
(障害福祉計画・障害児福祉計画)

1	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等の策定に当たって	87
2	令和8年度の成果目標	88
3	障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	102
4	障害児支援の見込量と確保の方策	110
5	発達障害のある人の支援	114
6	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	116

資料編

1	プランの策定経過	123
2	相模原市障害者施策推進協議会条例	124
3	相模原市障害者施策推進協議会委員名簿	126
4	用語の解説	127





第1章

第2章

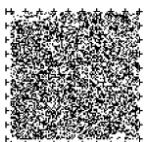
第3章

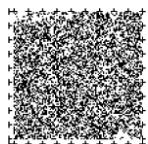
第4章

第5章

資料編

第1章 計画の策定に当たって





1 計画策定の趣旨

平成 28 年 7 月、本市緑区に所在する神奈川県立津久井やまゆり園で発生した悲惨な事件を受け、本市では、このような事件が二度と繰り返されないよう、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、様々な取組を推進してきました。平成 30 年 3 月に「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」（平成 30 年度～令和 5 年度）を策定し、令和 3 年 3 月にはその改定版として、令和 3 年度から令和 5 年度までの「第 6 期相模原市障害福祉計画」及び「第 2 期相模原市障害児福祉計画」を策定し、各基本施策の具体的な取組の時点修正や追加を行いました。

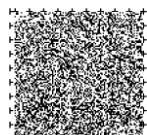
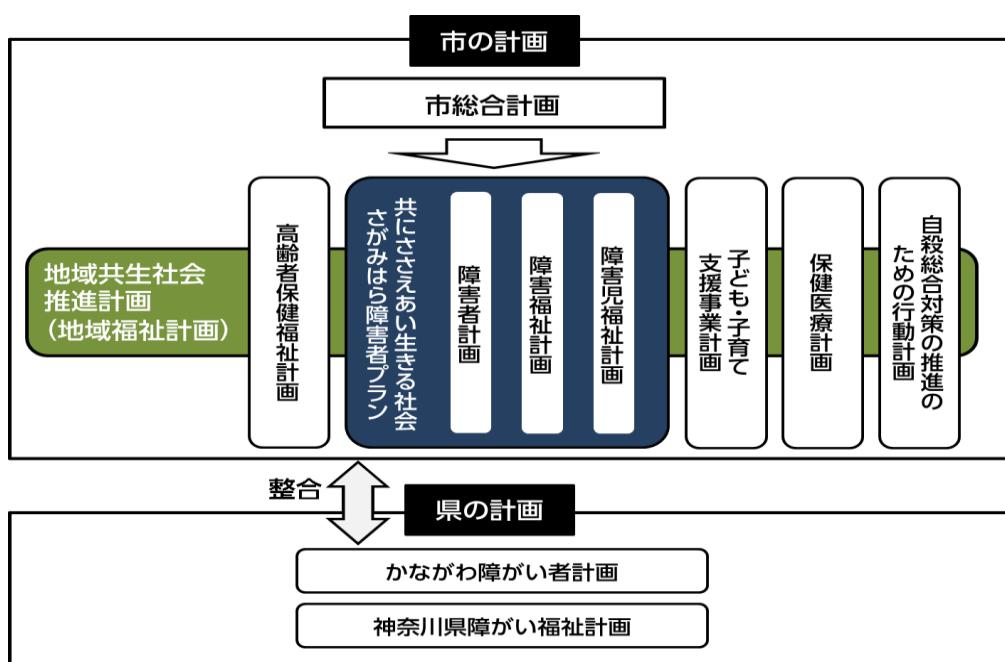
今回、「第 3 期相模原市障害者計画」、「第 6 期相模原市障害福祉計画」及び「第 2 期相模原市障害児福祉計画」が同時に計画期間を終えることから、「第 4 期相模原市障害者計画」「第 7 期相模原市障害福祉計画」及び「第 3 期相模原市障害児福祉計画」を一体とした第 2 期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン（以下「本プラン」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

（1）上位計画との位置付け

計画は、本プランの上位計画である「市総合計画」、各部門別計画である「市高齢者保健福祉計画」「市子ども・子育て支援事業計画」「市保健医療計画」「市自殺総合対策の推進のための行動計画」その他の法律の規定による計画であって障害のある人に関する施策を定めるものとの調和が保たれたものとします。

また、福祉全般の共通する事項を幅広く定める「市地域共生社会推進計画（第 5 期市地域福祉計画）」と連携を図ります。



(2) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置付け

本プランは、「第4期相模原市障害者計画」「第7期相模原市障害福祉計画」「第3期相模原市障害児福祉計画」の3つの法定計画で構成しており、各計画の位置付けは次のとおりです。

【第4期相模原市障害者計画】

障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる施策の方向性を示すものです。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【第7期相模原市障害福祉計画】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）に即して、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

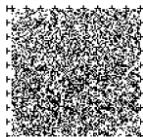
【第3期相模原市障害児福祉計画】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して、本市の障害児のサービス提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

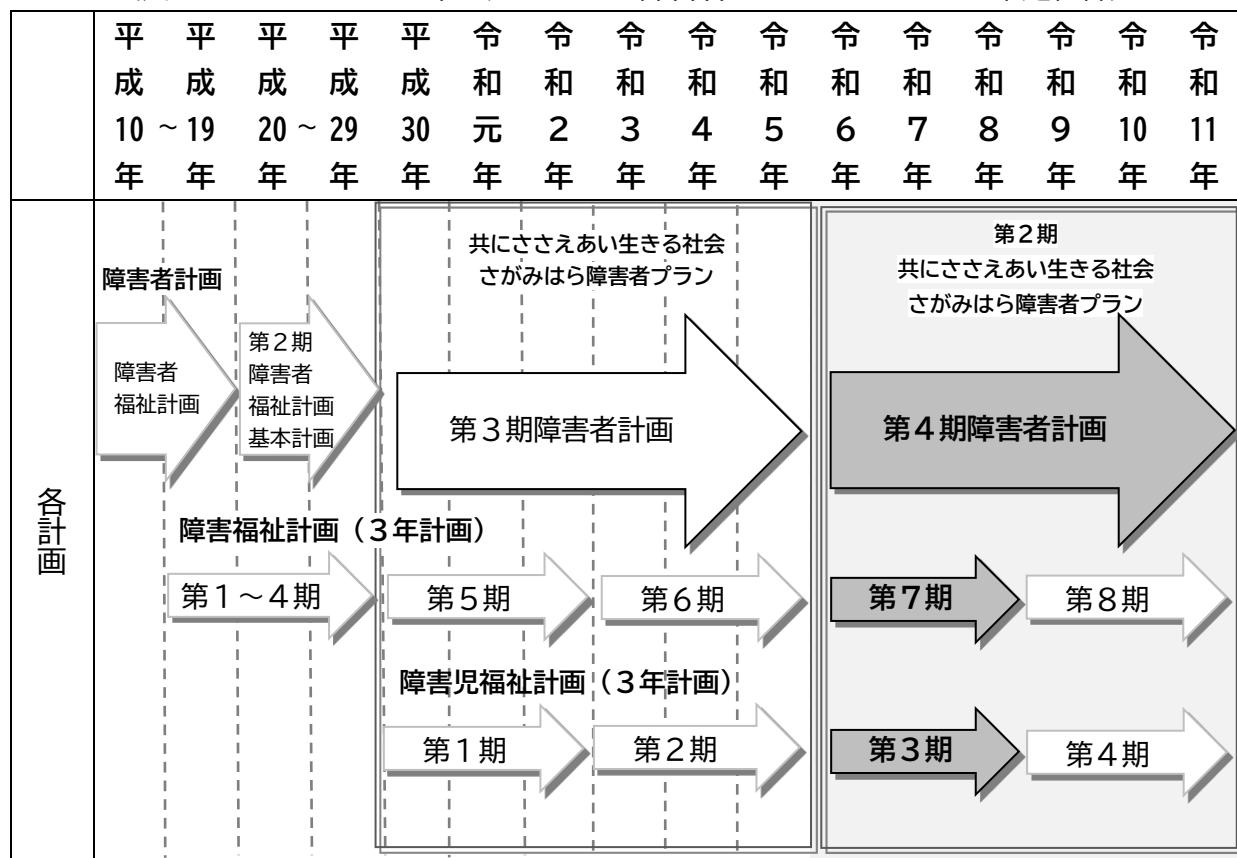
児童福祉法

〔市町村障害児福祉計画〕

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

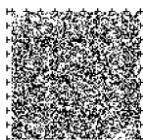
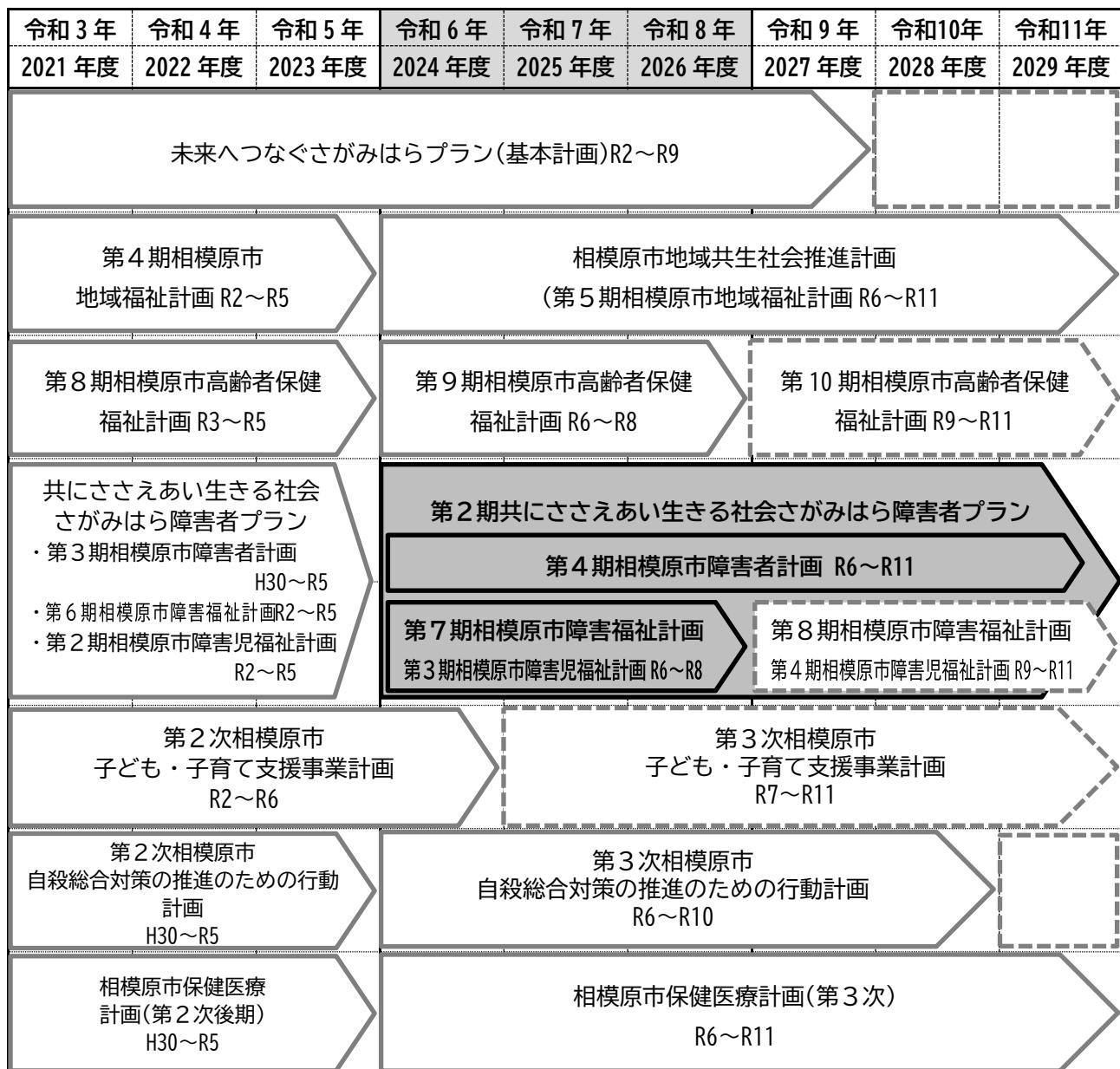


[共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランのこれまでの策定経緯]



3 計画の期間

「第4期相模原市障害者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間とし、「第7期相模原市障害福祉計画」「第3期相模原市障害児福祉計画」は、国の基本指針に即して、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



4 計画の背景

(1) 国の障害福祉施策について

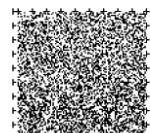
最近の障害者施策をみると、令和4年12月、「障害者基本計画（第5次）」の策定に向けた障害者政策委員会意見が取りまとめられ、令和5年3月14日に令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定されました。本基本計画では、共生社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限發揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、国が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとしています。基本原則としては、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調の3点があげられています。

近年の関係法令の動きでは、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の制定や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の改正のほか、文化芸術活動の推進、視覚障害のある人などの読書環境の整備、聴覚障害のある人などの電話利用の円滑化等の様々な関係法令の整備が進められています。

〔近年における主な障害福祉関係法令の制定・改正等〕

時 期	関係法令	位置付け
平成30年5月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）改正（平成30年11月施行）	障害のある人などの移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性の向上の促進 等
6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）制定・施行	文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進 等
令和元年6月	障害者雇用促進法 改正（令和2年4月施行）	障害のある人の活躍の場の拡大 国等の障害者雇用状況の的確な把握 等
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）制定・施行	視覚障害のある人などの読書環境の整備の総合的かつ計画的な推進 等
令和2年6月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（聴覚障害者等電話利用円滑化法）制定（令和2年12月施行）	聴覚障害のある人などの電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの制度化 等
	社会福祉法 改正（令和3年4月施行）	地域共生社会の実現に向けた市町村の包括的な支援体制の構築の支援
令和3年6月	障害者差別解消法 改正（令和6年4月施行）	「合理的配慮の提供」は、令和6年4月1日から事業者も義務化
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）制定（令和3年9月施行）	医療的ケア児及びその家族の日常生活・社会生活を社会全体で支援 等
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 制定・施行	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進する
10月	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 制定（令和5年4月施行）	意思決定支援の推進、障害者の権利擁護、障害を理由とする差別・虐待等の禁止 等

※ 関係法令欄では、一部略称法令名で記載し、法律の成立年月日・法律番号を割愛しています。



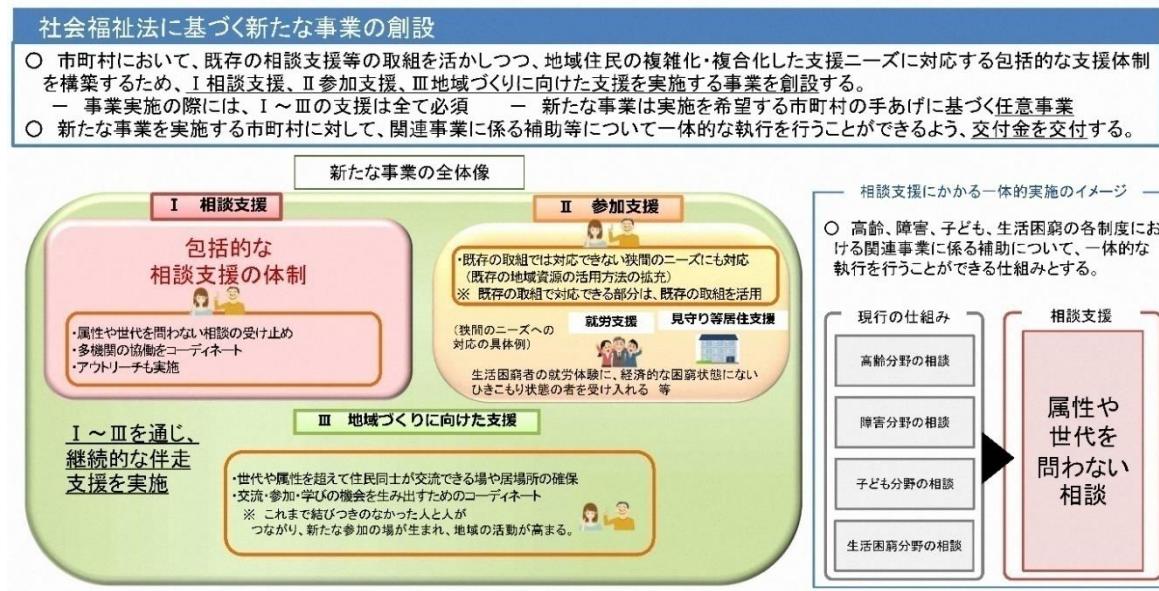
(2) 地域共生社会の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化など、社会構造の変化の中で、生活上の困難を抱える障害のある人や高齢者、子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築して、切れ目のない支援を実現することを目指しています。

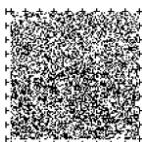
令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が成立し、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

今後、市町村においては、障害のある人も含め、個人や世帯が抱える多様な問題に対応できるよう、制度・分野ごとの枠組みを超えた相談支援体制等の充実が求められます。

[社会福祉法に基づく新たな事業の概要図]



出典:厚生労働省資料



(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

平成27年9月の国連サミットでは、持続可能で「誰一人取り残さない」社会を実現するため、令和12年までに達成すべき17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げされました。

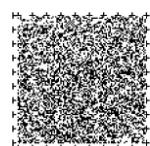
「持続可能な開発」とは、今だけでなく未来も、自分だけでなく誰もが、自分の能力を発揮しながら満足して暮らせるようにすることです。

本プランの推進に当たっては、障害の有無にかかわらず全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、「共にささえあい 生きる社会」の実現に向けて、障害のある人の自立や社会参加の支援等の取組を進めていきます。

〔達成すべき17の「持続可能な開発目標（SDGs）〕



〈本プランに関連する主なSDGs〉



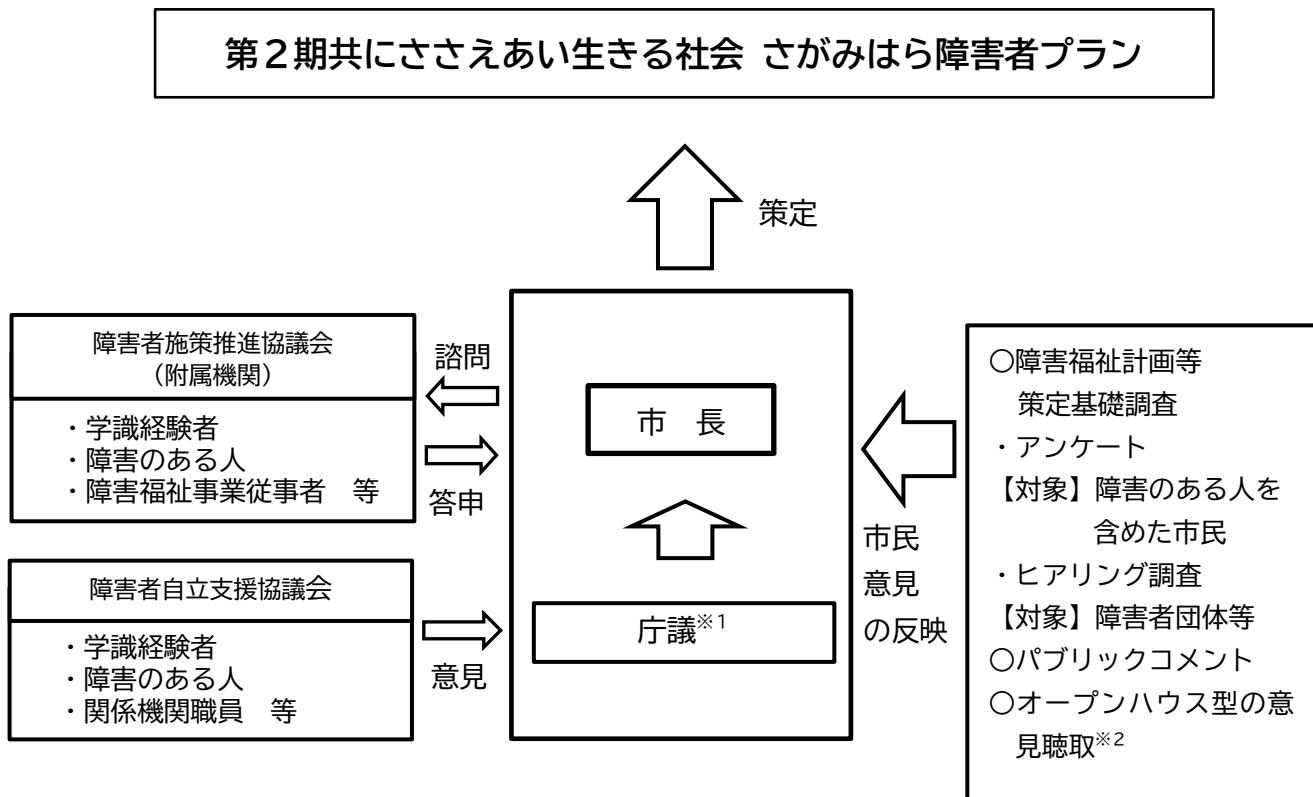
5 計画の策定体制

本プランの策定に当たっては、学識経験者や障害のある人、障害福祉事業従事者等を構成員とし、市の附属機関である「相模原市障害者施策推進協議会」に諮問を行い、検討を進めました。

また、学識経験者や障害のある人、関係機関職員等を構成員とする「相模原市障害者自立支援協議会」から意見を聴取しました。

検討過程においては、障害のある人を含めた市民を対象とした相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）（以下「基礎調査」という。）、パブリックコメント、オープンハウス型の意見聴取を実施し、幅広く市民の意見を取り入れ、策定しました。

〔 計画の策定体制 〕

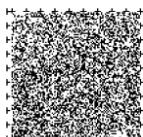


※1 庁議

市の行政運営の基本方針、重要施策などを審議するとともに、各局区の相互の総合調整を行い、市政運営の適切かつ効果的な執行を推進するための会議

※2 オープンハウス型の意見聴取

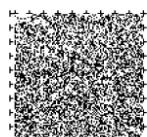
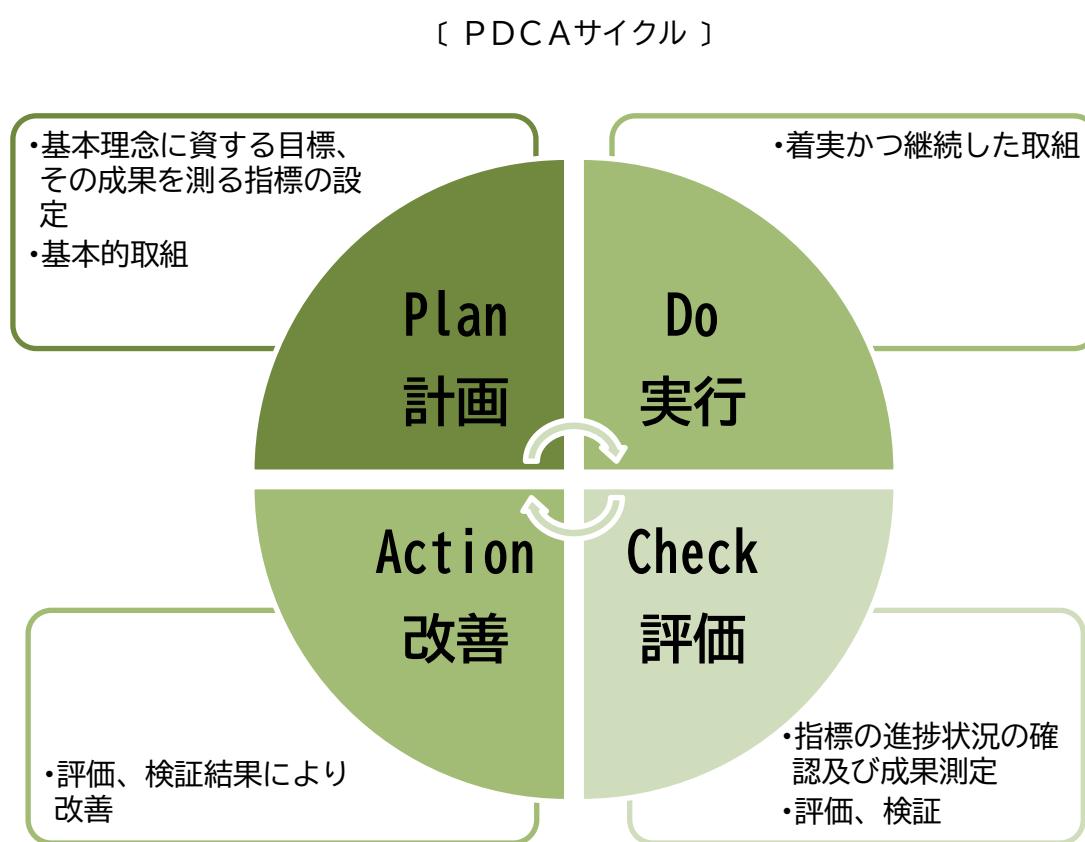
市内各所において、パネル展示により市の現状や施策などについて説明し、市民の方からアンケートにより意見を伺う取組

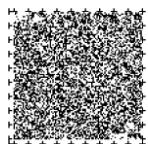


6 プランの評価・点検

本プランの進行管理については、PDCAサイクルの考え方により、それぞれの基本目標ごとに設定した指標の進捗状況を確認し、「相模原市障害者施策推進協議会」等の意見を伺い、評価・点検を実施し、それに基づいた改善につなげることにより目標の着実な達成に向けて計画を推進します。

また、本プランを円滑に進めるために、計画推進に関わる府内の部局、障害者団体、関係機関などとの連携を図るほか、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。





第1章

第2章

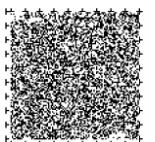
第3章

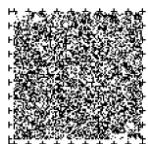
第4章

第5章

資料編

第2章 障害福祉を取り巻く現状と課題





1 障害のある人の現状と将来推計

(1) 総人口と障害のある人の将来推計

障害者手帳等所持者数は、身体障害者を除いて増加傾向となっており、総人口に対する割合は、令和5年現在 6.0% (43,423人) であり、令和11年には 6.5% (47,529人) まで増加すると推計しています。

[人口と各障害者手帳所持者等の推計]

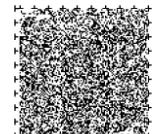
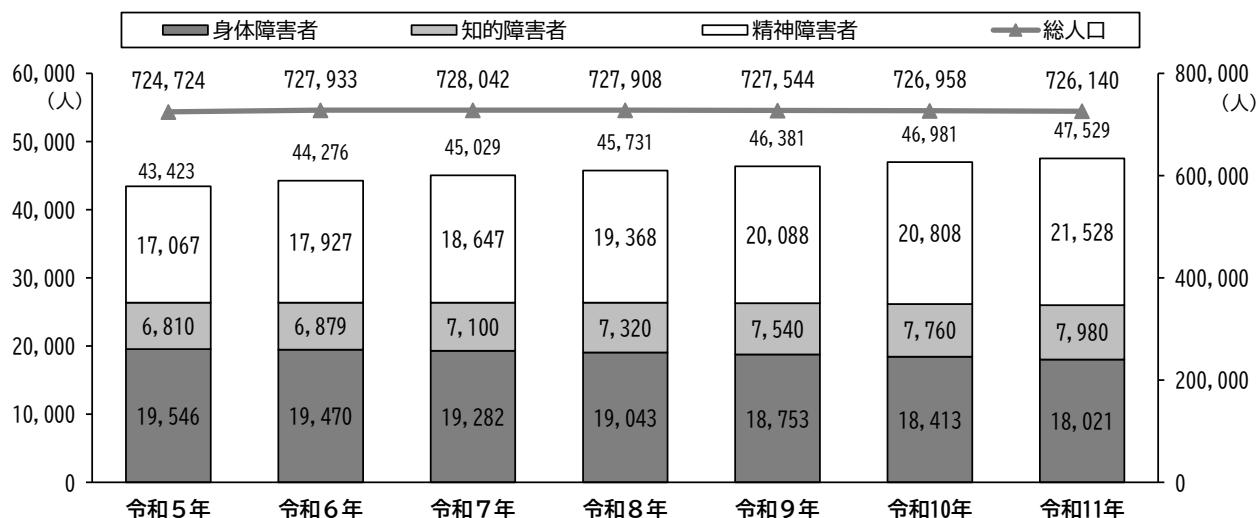
単位：人、%

区分	令和5年 (実績)	令和6年 (推計)	令和7年 (推計)	令和8年 (推計)	令和9年 (推計)	令和10年 (推計)	令和11年 (推計)
総人口	724,724	727,933	728,042	727,908	727,544	726,958	726,140
身体障害者	人数	19,546	19,470	19,282	19,043	18,753	18,413
	割合	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
知的障害者※1	人数	6,810	6,879	7,100	7,320	7,540	7,760
	割合	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1
精神障害者※2	人数	17,067	17,927	18,647	19,368	20,088	20,808
	割合	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9
障害者計※3	人数	43,423	44,276	45,029	45,731	46,381	46,981
	割合	6.0	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5

※1：知的障害判定のみの人を含む。

※2：自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者を含む。

※3：各年4月1日現在（精神障害者数は、各年3月31日現在）であり、障害者手帳等の取得状況により各区分で重複している人を含む。



(2) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は1万9千人台で推移しており、令和5年4月1日現在、19,546人であり、障害種類別でみると肢体不自由が8,960人(45.8%)、内部障害が7,179人(36.7%)で8割強を占めています。

また、等級別では1級が7,371人で全体の37.7%を占めています。

[身体障害者手帳所持者数(障害種類別)]

区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害	内訳	
							18歳未満	18歳以上
人数	19,546	1,277	1,951	179	8,960	7,179	390	19,156
構成比	100.0	6.5	10.0	0.9	45.8	36.7	2.0	98.0

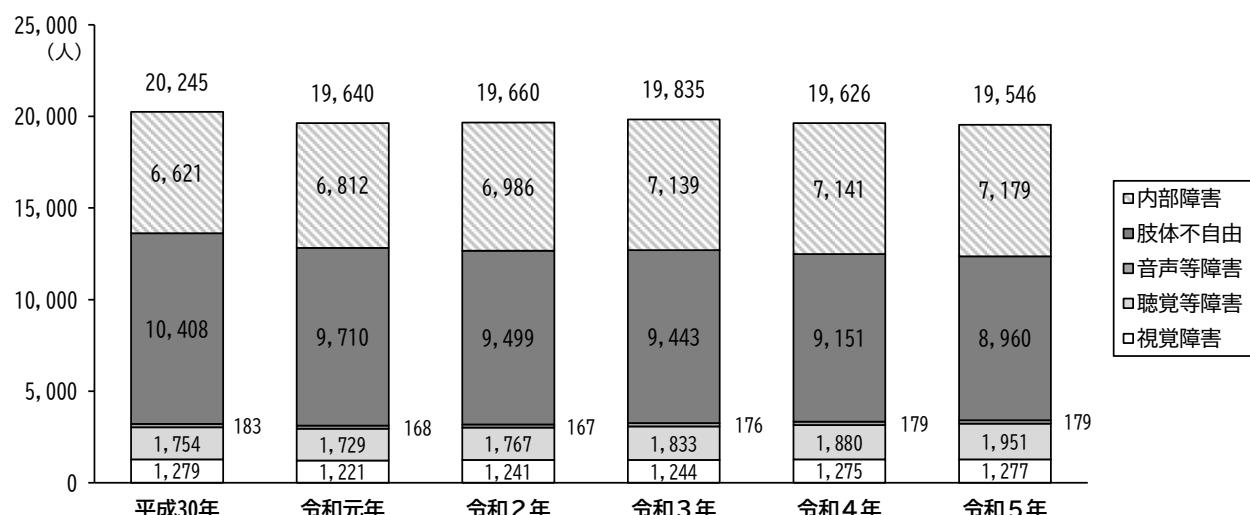
※令和5年4月1日現在

[身体障害者手帳所持者数(障害種類別・等級別)]

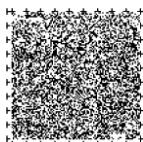
区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害
総数	19,546	1,277	1,951	179	8,960	7,179
1級	7,371	367	26	0	2,152	4,826
2級	3,010	484	438	7	1,968	113
3級	2,516	97	213	96	1,509	601
4級	4,448	63	518	76	2,152	1,639
5級	933	207	6		720	
6級	1,268	59	750		459	

※令和5年4月1日現在

[身体障害者手帳所持者数の推移(障害種類別)]



※各年4月1日現在



(3) 知的障害のある人の状況

知的障害のある人の数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在、6,810人となっています。等級別では、B2（軽度）が3,053人で最も多く、全体の44.8%を占めています。また、障害児（18歳未満）は、2,329人で全体の34.2%を占めています。

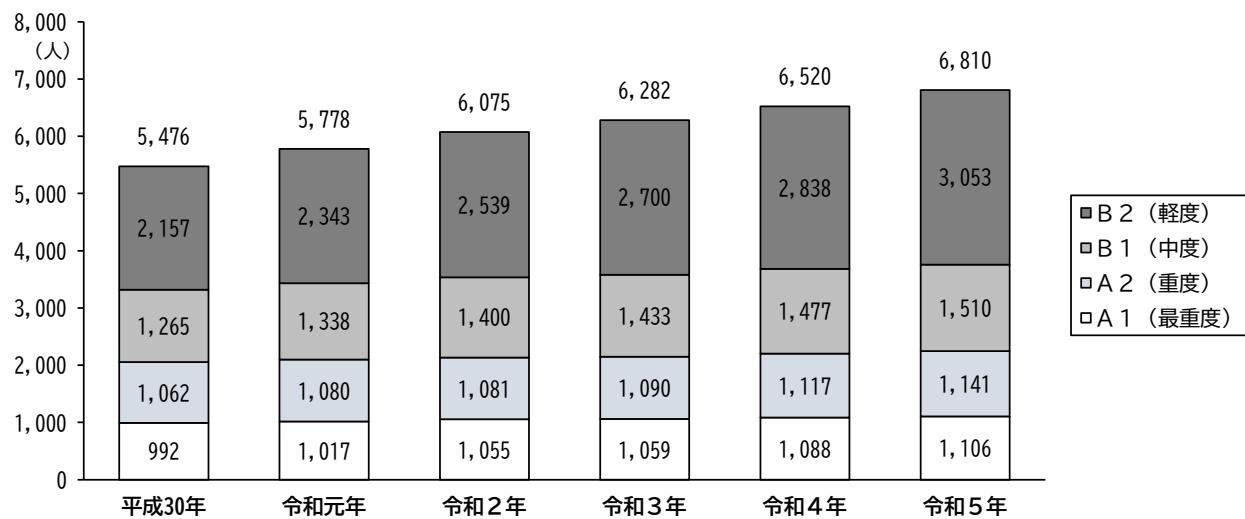
〔知的障害のある人の数（等級別）〕

単位：人、%

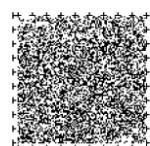
区分	総数	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)
人数	6,810	1,106	1,141	1,510	3,053
構成比	100.0	16.2	16.8	22.2	44.8
内訳	18歳未満	2,329	222	233	1,521
	18歳以上	4,481	884	908	1,532

※令和5年4月1日現在

〔知的障害のある人の数の推移（等級別）〕



※各年4月1日現在



(4) 精神障害のある人の状況

令和5年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳交付者数は10,670人、自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者数は14,327人となっており、共に増加傾向にあります。

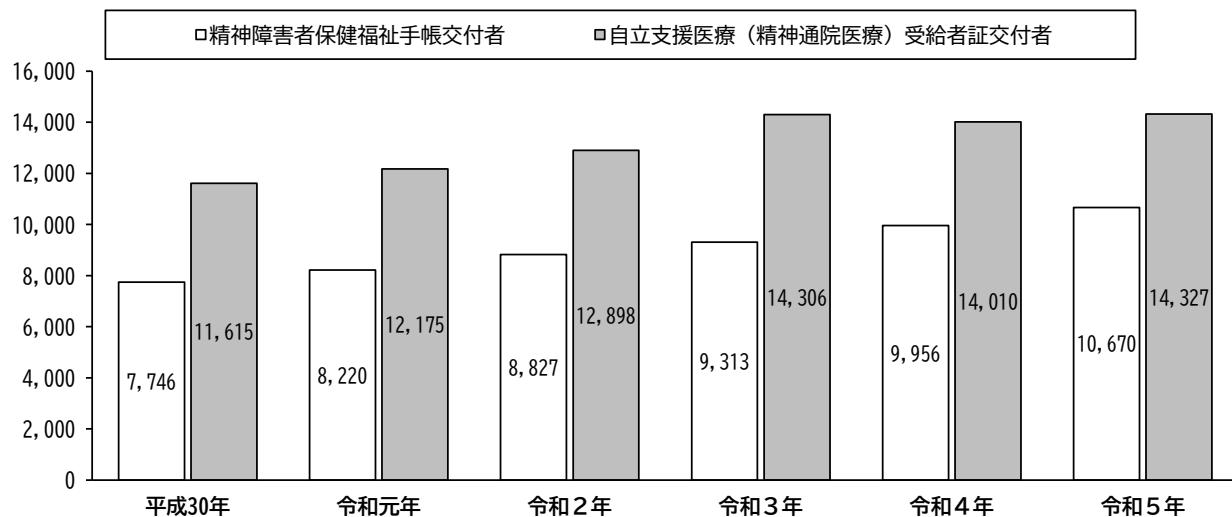
[精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者数の推移]

単位：人

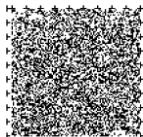
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者保健福祉手帳交付者数	7,746	8,220	8,827	9,313	9,956	10,670
自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者数	11,615	12,175	12,898	14,306	14,010	14,327
精神障害者数	13,505 (5,856)	14,134 (6,261)	14,964 (6,761)	16,259 (7,360)	16,375 (7,591)	17,067 (7,930)

※（ ）内は、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付を受けた人の数

※各年3月31日現在



※各年3月31日現在



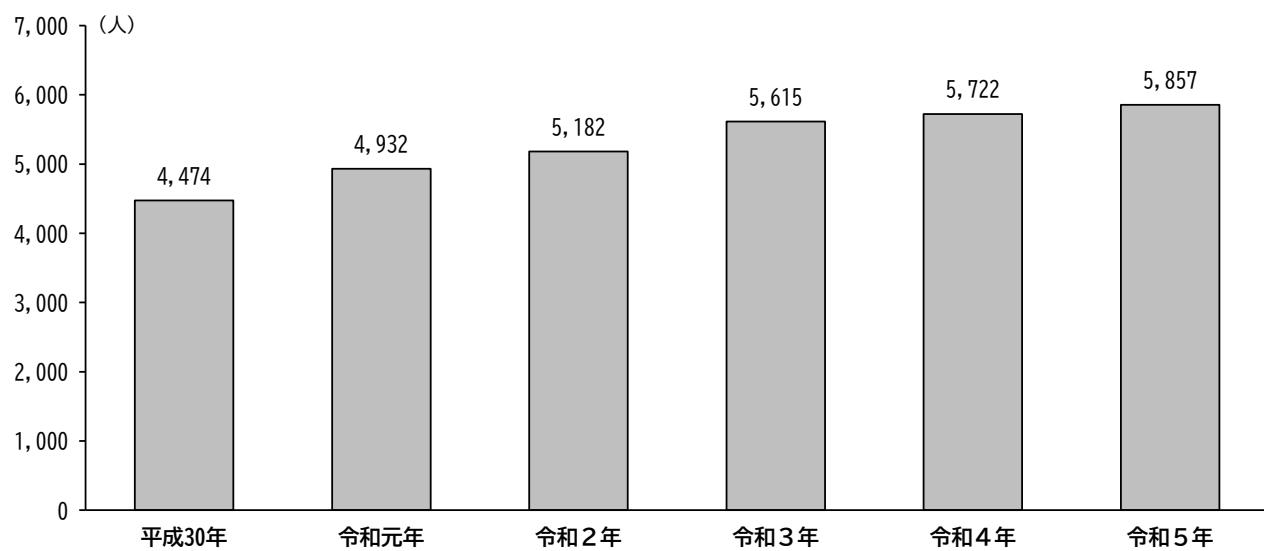
(5) 難病のある人の状況

特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数は、令和5年3月31日現在、5,857人となっています。

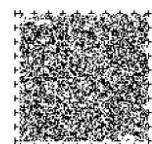
[特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数の推移]

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定医療費（指定難病） 医療受給者証 交付者数	4,474	4,932	5,182	5,615	5,722	5,857

※各年3月31日現在



※各年3月31日現在



2 支給決定者数の推移

(1) 障害福祉サービス支給決定者数

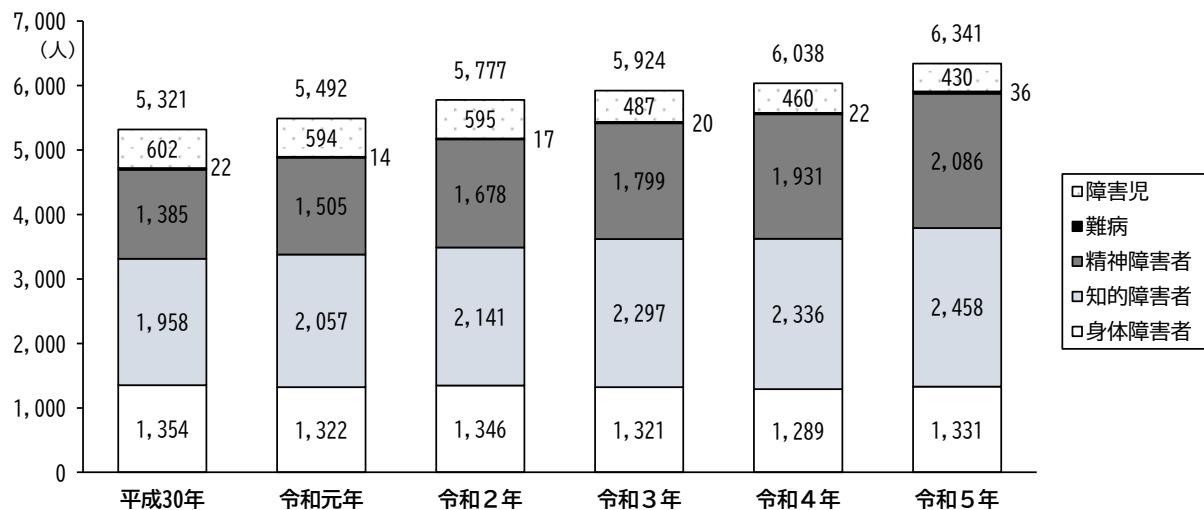
障害福祉サービス支給決定者数は、令和5年4月1日現在 6,341 人で増加傾向であり、令和4年に対する増加率は 5.0% となっています。

〔障害福祉サービス支給決定者数の推移〕

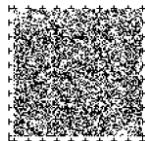
単位：人、%

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者	人数	1,354	1,322	1,346	1,321	1,289	1,331
	増加率	1.5	△ 2.4	1.8	△ 1.9	△ 2.4	3.3
知的障害者	人数	1,958	2,057	2,141	2,297	2,336	2,458
	増加率	4.3	5.1	4.1	7.3	1.7	5.2
精神障害者	人数	1,385	1,505	1,678	1,799	1,931	2,086
	増加率	8.7	8.7	11.5	7.2	7.3	8.0
難病	人数	22	14	17	20	22	36
	増加率	15.8	△ 36.4	21.4	17.6	10.0	63.6
障害児	人数	602	594	595	487	460	430
	増加率	△ 0.8	△ 1.3	0.2	△ 18.2	△ 5.5	△ 6.5
合計	人数	5,321	5,492	5,777	5,924	6,038	6,341
	増加率	4.1	3.2	5.2	2.5	1.9	5.0

※各年4月1日現在



※各年4月1日現在



(2) 障害児支援支給決定者数

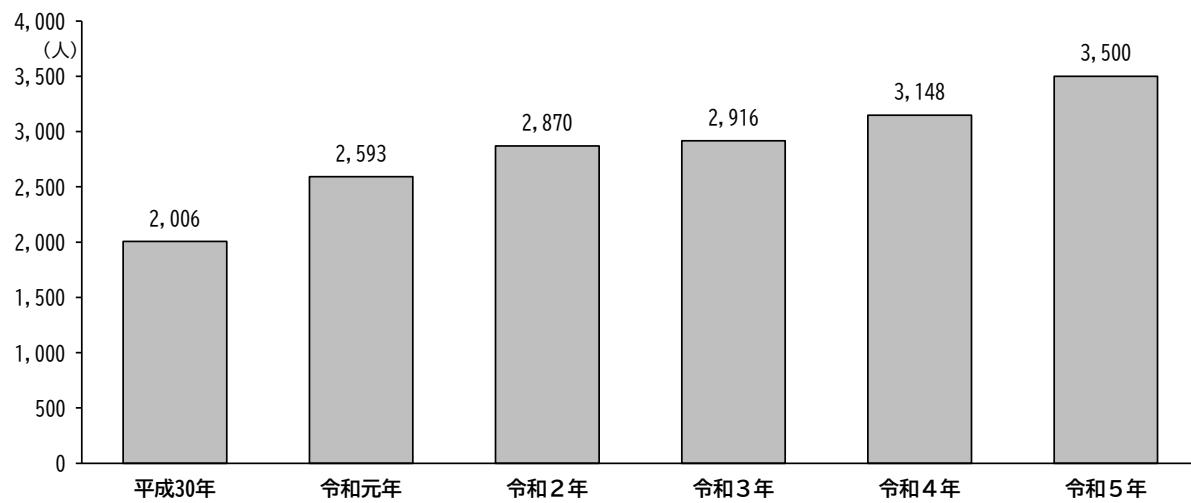
障害児支援支給決定者数の推移は、令和5年4月1日現在 3,500 人で増加傾向であり、令和4年に対する増加率は11.2%となっています。

[障害児支援支給決定者数の推移]

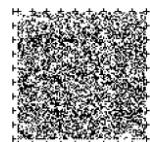
単位：人、%

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人数	2,006	2,593	2,870	2,916	3,148	3,500
増加率	0.1	29.3	10.7	1.6	8.0	11.2

※人数は各年4月1日現在の障害児支援（通所・入所）支給決定実人数（措置を含む。）



※各年4月1日現在



3 前計画の振り返り

(1) 第3期障害者計画

前期計画では、5つの事項について、それぞれ指標を設け、重点的に取り組んできました。令和5年度の目標に対する、直近の状況は以下のとおりです。

【重点的取組① 共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進】

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進しました。

指標	平成28年度 (ベース)	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 一般市民のうち、相模原市は障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した割合	19.5%	18.0%	35.0%
② 障害者週間に開催する障害等の理解促進を目的としたイベントの来場者数	332人	328人	700人

※指標①の数値は「相模原市障害福祉計画等策定基礎調査」によるもの

主な取組内容	・障害等に関する理解・啓発の促進 ・広報活動、講演会などの充実 等
把握した課題	障害等に関する理解については改善がみられませんでした。引き続き市民等に対する周知啓発や福祉教育を行う必要があります。

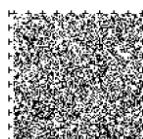
【重点的取組② 重度の障害のある人の地域生活の支援】

重度の障害のある人が、安心して地域生活を送ることができるよう、障害特性等に応じた支援の充実を図るほか、本人の意思を尊重した支援が提供できるような取組を進めました。

指標	平成28年度 (ベース)	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 親や親族が病気で一緒に生活できなくなった場合、施設入所等（「入所施設で生活したい」「病院に入院したい」と回答した人の割合	26.7%	30.9%	13.0%
② 重度の障害がある人の支援を行ったことにより、加算を算定している市内の短期入所事業所の割合	45.5%	46.4%	68.0%

※指標①の数値は「相模原市障害福祉計画等策定基礎調査」によるもの

主な取組内容	・在宅福祉サービスなどの充実 ・一時預かりの充実 等
把握した課題	重度の障害のある人の地域生活を支援するためには、本人の意思を尊重する意思決定支援などの取組が必要です。



【重点的取組③ 福祉人材の確保とサービスの質の向上】

良質な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業所等における福祉人材の確保、定着に取り組むとともに、研修等を通じた人材の育成を進めました。

指標	平成29年度 (ベース)	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 市内の障害福祉サービス事業所等のうち、職員が不足していると回答した事業所の割合	62.3%	44.7%	43.0%

※指標①の数値は「相模原市障害福祉サービス事業所等の経営及び従事者の労働状況等に関する実態調査」によるもの

指標	平成28年度 (ベース)	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
② 福祉研修センターの実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数	1,587人	1,340人	2,000人

主な取組内容	・福祉従業者に向けた研修の実施と情報提供 等
把握した課題	事業所の職員不足については、改善がみられました。一方、研修参加者数については、新型コロナウィルス感染症の影響もあり基準値以下となりました。引き続き障害福祉サービスの質の向上に向けて、受講ニーズの高い研修の検討等を行う必要があります。

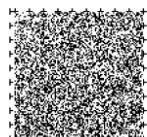
【重点的取組④ 障害のある児童への一貫した支援】

ライフステージに応じて、福祉、保健、医療、保育、教育、雇用などの関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めました。

指標	平成28年度 (ベース)	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 今の生活で特に困っていることはないと回答した障害のある児童の割合	44.4%	42.2%	58.0%
② Map(支援シート)を活用している小・中学校の割合	92.7%	100.0%	100.0%

※指標①の数値は「相模原市障害福祉計画等策定基礎調査」によるもの

主な取組内容	・発達・障害に関わる相談など総合的かつ専門的な支援の充実 ・支援教育の体制整備 等
把握した課題	Mapシートの活用割合は100%になりましたが、生活上で特に困っていることはない児童の数については、改善がみられませんでした。ライフステージが切り替わる時期は特に困りごとが増える傾向があるため、引き続き福祉、保健、医療、保育、教育、雇用などの関係機関との連携を図っていく必要があります。



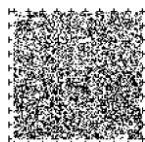
【重点的取組⑤ 障害のある人の就労環境の充実】

障害のある人が適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、一般就労に向けた取組を推進するとともに、就労継続支援等の利用者の工賃の向上を進めました。

指標	平成 28 年度 (ベース)	令和 4 年度 (直近)	令和 5 年度 (目標)
① 現在特に何もしていない理由として、仕事をする自信がないためと回答した人の割合	18.7%	19.3%	13.0%
② 市内の就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額	市平均：13,616 円 全国平均：15,295 円	市平均：16,093 円 全国平均：※未発表です	全国平均工賃月額

※指標①の数値は「相模原市障害福祉計画等策定基礎調査」によるもの

主な取組内容	・就労支援の取組の充実 ・福祉的就労の充実 等
把握した課題	障害のある人の就労を促進するためには、就労に向けた相談体制の充実を図るとともに、一般企業などへの安定した就労を進めるための環境の整備、福祉的就労における工賃向上の取組などを一層進める必要があります。



(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等の設定を行っています。これらの直近の状況は以下のとおりです。

【成果目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行】

福祉施設に入所している障害のある人について、自宅やアパート、グループホームなど、地域での生活への移行を推進します。

指標	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 地域生活移行者数	6人	22人
② 施設入所者数	348人	356人

【成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

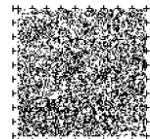
精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

指標	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの関係者による協議の場	実施	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進連絡会議」における取組を推進
② 障害者自立支援協議会や専門部会などの関係者による協議の場	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを題材とした「障害者自立支援協議会」の開催はなし	「障害者自立支援協議会」における取組を推進

【成果目標③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

指標	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 機能の充実に向けた検討	実施	実施
② 運用状況の検証	0回	1回



【成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等】

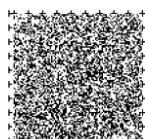
福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

指標	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 一般就労移行者数	163人	187人
①-1 就労移行支援事業	112人	134人
①-2 就労継続支援A型事業	21人	7人
①-3 就労継続支援B型事業	28人	90人
② 一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	44%	70%
③ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所数の割合	100%	70%

【成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等】

障害のある児童の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を支援します。

指標	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 児童発達支援センターの設置状況	センターの運営支援	センターの運営支援
② 保育所等訪問支援の利用体制の構築	認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、利用の促進	認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、利用の促進
③ 主に重症心身障害児を支援する新たな放課後等デイサービス事業所等の確保	放課後等デイサービス 2箇所 生活介護 0箇所	放課後等デイサービス 1箇所 生活介護 3箇所
④ 障害福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	小児在宅移行支援会議等の協議の場の取組の推進とともに、構成員の拡充	小児在宅移行支援会議等の協議の場の取組の推進とともに、構成員の拡充
⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーター	2人	配置



【成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等】

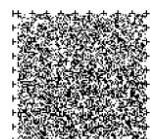
基幹相談支援センター等における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を進めます。

指標	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 基幹相談支援センター及び障害者相談支援キーステーションにおける地域の相談支援事業者に対する専門的な助言、情報提供	195件／年	160件／年

【成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することができるよう、事業者等に対する質の向上のための取組を進めます。

指標	令和4年度 (直近)	令和5年度 (目標)
① 障害福祉サービス事業所等に対する実地指導	40事業所／年	150事業所／年
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回／年	1回／年
③ 包括的に検討や意見交換できる体制構築のための市職員研修の回数	3回／年	1回／年



4 本市の課題

直近の社会情勢や障害のある人の推移、基礎調査結果、施策の進捗課題等から、障害福祉に関する課題を整理しました。

(1) 障害等に関する理解促進

基礎調査によれば、普段の生活の中で障害のある人への対応や理解は足りてないと回答した人は50%を超えます。また、障害のある人が、障害があることを理由とした差別を受けた・差別されたと感じた経験は26.3%となっています。地域社会において、障害等に関する更なる理解促進が求められています。

(2) 重度の障害のある人の地域生活の支援

重度の障害のある人が、安心して地域生活を送ることができるよう、障害特性等に応じた支援の充実を図るほか、本人の意思を尊重した支援が提供できるような取組が求められています。

(3) 障害のある子どもとその家族に対する支援

障害のある子どものライフステージに応じて、地域の障害福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組が求められています。また、障害児が地域の保育や教育等の支援を受けることができるようにして、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めることが必要です。

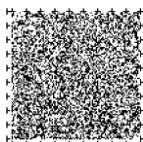
(4) 障害のある人の総合的な就労支援

基礎調査によれば、障害があることで仕事上の不安や不満を感じることは、「収入が少ない」「身体的・精神的に仕事がきつい」の順となっています。障害のある人が適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、一般就労に向けた取組の推進や収入面の向上が求められています。

(5) 障害のある人の社会参加、生きがいづくり

障害のある人が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会づくりが重要です。また、情報の取得利用や意思疎通に関しては、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害のある人のＩＣＴ活用等の促進の必要性が高まっています。

これらの課題を踏まえ、前プランでの取組を再構築し、本プランの基本理念や基本目標を位置付けることとします。



第1章

第2章

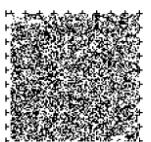
第3章

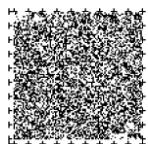
第4章

第5章

資料編

第3章 計画の基本的な考え方





1 基本理念

障害者基本法や障害者総合支援法は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等を総合的かつ計画的に推進することを趣旨として定められています。

共にささえあい 生きる社会

この趣旨に鑑み、本プランにおいては、「共にささえあい 生きる社会」の実現を基本理念とし、市民と一緒にとなって、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

また、次の4つの基本原則に従い、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

(1) 共生社会の実現

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

(2) 障害を理由とした差別の解消

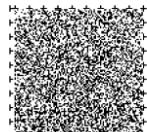
障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が生活を送る上で障壁となっている社会における事物、制度、慣行、観念などの除去のため実施される合理的配慮の提供を促進します。

(3) 障害のある人の意思決定の支援及び自己選択の機会の確保

障害のある人を自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉え、その意思を尊重するとともに、可能な限り本人が自ら意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援や、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(4) 障害特性等に配慮した支援

性別、年齢、障害特性、障害の状態、生活の実態等、個別の状況に応じた支援が必要であることを踏まえ、障害のある人に関する施策を推進します。



2 基本目標

本プランの基本理念の達成に向けて、次の5つの基本目標を設定します。

(1) 【基本目標1】障害等に関する理解促進と個人の尊厳の保持

障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害等に関する理解を深めるとともに、社会のあらゆる場面においての障害を理由とした差別の解消を目指します。

この目標を達成するために、次の指標を設定し、3つの施策の方向性（1. 障害等に関する理解促進、2. 権利擁護の推進、3. 障害者団体などの地域での活動の支援）により取り組みます。

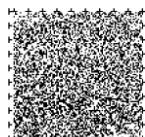
«成果指標»

指標	基準値 (令和4年度)	目標 (令和11年度)	指標の説明・ 目標設定の考え方
市内で障害のある人に対し、障害を理由とする差別や偏見が「ほとんどない」と思う人の割合	17.7%	33.4%	3人に1人以上が「ほとんどない」と回答することを目標とします。

(2) 【基本目標2】地域生活支援の充実

自らの望む暮らしの実現に向けて、必要なときに必要な場所で、適切な支援が受けられるよう、身近な地域での相談支援、地域生活移行の支援などを進め、安全に暮らせる地域社会の実現を目指します。

この目標を達成するために、次の指標を設定し、9つの施策の方向性（1. 相談体制の充実、2. 福祉サービス基盤の充実、3. 保健・医療サービスの充実、4. 福祉人材の確保・定着・育成、5. 精神保健福祉施策の充実、6. 療育体制の整備、7. バリアフリーのまちづくり、8. 住まいづくり、9. 防犯・防災対策の推進）により取り組みます。



«成果指標»

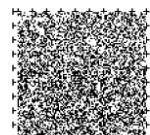
指標	基準値 (令和4年度)	目標 (令和11年度 末までの目標)	指標の説明・ 目標設定の考え方
生活介護事業所における重症心身障害児者の新たな受入れ定員数の確保	－	40人	令和5年度から起算して、主に重症心身障害児者を支援する新たな生活介護事業所の整備又は既存事業所における重症心身障害児者の受入れを目的とした定員増等による、定員数の確保を目標とします。

«成果指標»

指標	基準値 (令和4年度)	目標 (令和11年度)	指標の説明・ 目標設定の考え方
相模原市障害者自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加（グループスーパーパービジョン（GSV）の参加機関数）	307箇所	396箇所	3区において、年間12回(月1回)の開催を見込み、1回当たり11箇所の相談支援事業所が参加することを目標とします。

«成果指標»

指標	基準値 (令和4年度)	目標 (令和11年度)	指標の説明・ 目標設定の考え方
障害者支援センター松が丘園が実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数	1,340人	1,700人	1年毎に、約50人ずつの増加を目標とします。



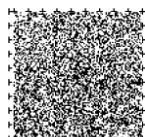
(3) 【基本目標3】ライフステージに応じた児童への支援体制の充実

ライフステージに応じて、福祉、保健、医療、保育、教育、雇用などの関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めます。

この目標を達成するために、次の指標を設定し、2つの施策の方向性（1. 乳幼児期における保育・教育の充実、2. 学齢期における支援の充実）により取り組みます。

《成果指標》

指標	基準値 (令和4年度)	目標 (令和11年度)	指標の説明・ 目標設定の考え方
18歳未満の障害のある人のうち、今の生活で特に困っていることはないと回答した人の割合	42.2%	55.8%	基礎調査において、「生活全般について相談できる人がいない」「余暇を過ごす場や機会がない」「生活するうえで必要な情報が得られない」「必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない」のいずれかを回答した人の割合（27.2%）の半数を「特に困っていることはない」へ移行させることを目標とします。



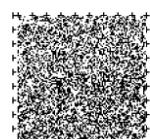
(4) 【基本目標4】障害のある人の就労環境の充実

障害のある人がその適性に応じて能力を発揮できるよう、雇用・就業、経済的な自立の支援に向けて、総合的な就労支援、経済的自立の支援を進めるとともに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、地域での質の高い自立した生活の実現を目指します。

この目標を達成するために、指標を設定し、3つの施策の方向性（1. 就労の支援、2. 就労の機会の確保、3. 職業訓練及びリハビリテーションの充実）により取り組みます。

«成果指標»

指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和11年度)	指標の説明・ 目標設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行等に関する目標	128名	186名	障害福祉計画の成果目標にもなっている項目になりますが、国の基本指針では令和6年度の一般就労移行者数について、令和3年度実績の1.28倍の実績（164人）を目標としています。ここでは令和11年度の目標を同伸率で設定しています。※1年で7.2人の増加



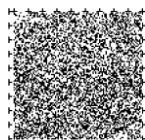
(5) 【基本目標5】障害のある人の社会参加、いきがいづくりの推進

障害のある人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、意思疎通を図るために支援を進めるとともに、地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備と必要な支援を目指します。

この目標を達成するために、指標を設定し、3つの施策の方向性（1. スポーツ・レクリエーションの支援、2. 文化活動への支援、3. 生涯学習機会の充実）により取り組みます。

《成果指標》

指標	基準値 (令和4年度)	目標 (令和11年度)	指標の説明・ 目標設定の考え方
時間があるときの過ごし方として、趣味や学習活動、スポーツ、読書、地域の行事に参加する、ボランティア活動のいずれかを希望する人の割合 <該当選択肢> 「趣味や学習活動（29.8%）」 「スポーツ（7.7%）」 「読書（7.4%）」 「地域の行事に参加する（1.5%）」 「ボランティア活動（1.4%）」 ※（ ）内は令和4年度実績	47.8%	55.4%	基礎調査において、「特に何もしない 3.7%」「無回答 3.9%」のいずれかを選んだ人を、左記5項目のいずれかに移行させることを目標とします。



3 重点的な取組事項

前回計画で設定した重点的取組を基本に、継続的な課題や福祉分野の横断的な要素も踏まえ、以下の7つとしました。

(1) 障害等に関する理解促進

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進します。

(2) 重度の障害のある人の地域生活支援の充実

重度の障害のある人が、安心して地域生活を送ることができるよう、障害特性等に応じた支援の充実を図るほか、本人の意思を尊重した支援が提供できるような取組を進めます。また地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

(3) 福祉人材の確保とサービスの質の向上

良質な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業所等における福祉人材の確保、定着に取り組むとともに、研修等を通じた人材の育成を進めます。

(4) 障害のある児童への一貫した支援

ライフステージに応じて、福祉、保健、医療、保育、教育、雇用などの関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めます。また医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）の施行により、医療的ケア児等に対する支援体制の充実を図ります。

(5) 障害のある人の就労環境の充実

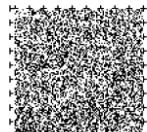
障害のある人が適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、一般就労に向けた取組を推進するとともに、就労継続支援等の利用者の工賃の向上を進めます。

(6) 包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、分野横断的に多様な支援ニーズに対応した支援体制を構築することが求められています。本市では、「相談支援」「参加支援」「地域づくりへの支援」を一体的に実施し、地域の課題解決力の向上を図り、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進します。

(7) 障害者施策の持続可能性等の確保

高齢化の進行と本格的な人口減少を迎える中、共生社会の実現に向けた取組を将来にわたって取り組んでいくための施策の持続可能性の確保や、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルに基づく施策の推進をするため、(1)から(6)までの取組などの福祉の基盤整備のための施策を推進します。



4 計画の体系

【基本理念】 「共にささえあい 生きる社会」の実現

- 【基本原則】(1) 共生社会の推進
(2) 障害を理由とした差別の解消
(3) 障害のある人の意思決定の支援及び自己選択の機会の確保
(4) 障害特性等に配慮した支援

基本目標

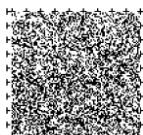
【基本目標1】障害等に関する理解促進と個人の尊厳の保持

- 施策の方向性 1. 障害等に関する理解促進 ····· P 4 3
施策の方向性 2. 権利擁護の推進 ····· P 4 5
施策の方向性 3. 障害者団体などの地域での活動の支援 ··· P 4 8

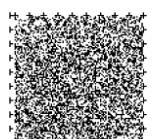
基本目標

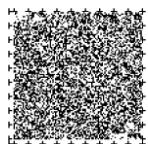
【基本目標2】地域生活支援の充実

- 施策の方向性 1. 相談体制の充実 ····· P 5 0
施策の方向性 2. 福祉サービス基盤の充実 ····· P 5 2
施策の方向性 3. 保健・医療サービスの充実 ····· P 5 6
施策の方向性 4. 福祉人材の確保・定着・育成 ····· P 5 8
施策の方向性 5. 精神保健福祉施策の充実 ····· P 5 9
施策の方向性 6. 療育体制の整備 ····· P 6 1
施策の方向性 7. バリアフリーのまちづくり ····· P 6 4
施策の方向性 8. 住まいづくり ····· P 6 6
施策の方向性 9. 防犯・防災対策の推進 ····· P 6 8

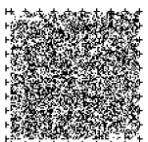


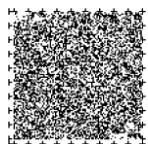
基本目標	【基本目標3】ライフステージに応じた児童への支援体制の充実	
	施策の方向性	1. 乳幼児期における保育・教育の充実 ・・・ P 70
	施策の方向性	2. 学齢期における支援の充実 ・・・ P 72
基本目標	【基本目標4】障害のある人の就労環境の充実	
	施策の方向性	1. 就労の支援 ・・・ P 74
	施策の方向性	2. 就労の機会の確保 ・・・ P 76
	施策の方向性	3. 職業訓練及びリハビリテーションの充実 ・・・ P 78
基本目標	【基本目標5】障害のある人の社会参加、いきがいづくりの推進	
	施策の方向性	1. スポーツ・レクリエーションの支援 ・・・ P 80
	施策の方向性	2. 文化活動への支援 ・・・ P 82
	施策の方向性	3. 生涯学習機会の充実 ・・・ P 84





第4章 施策の展開 (分野別施策の基本的方向)





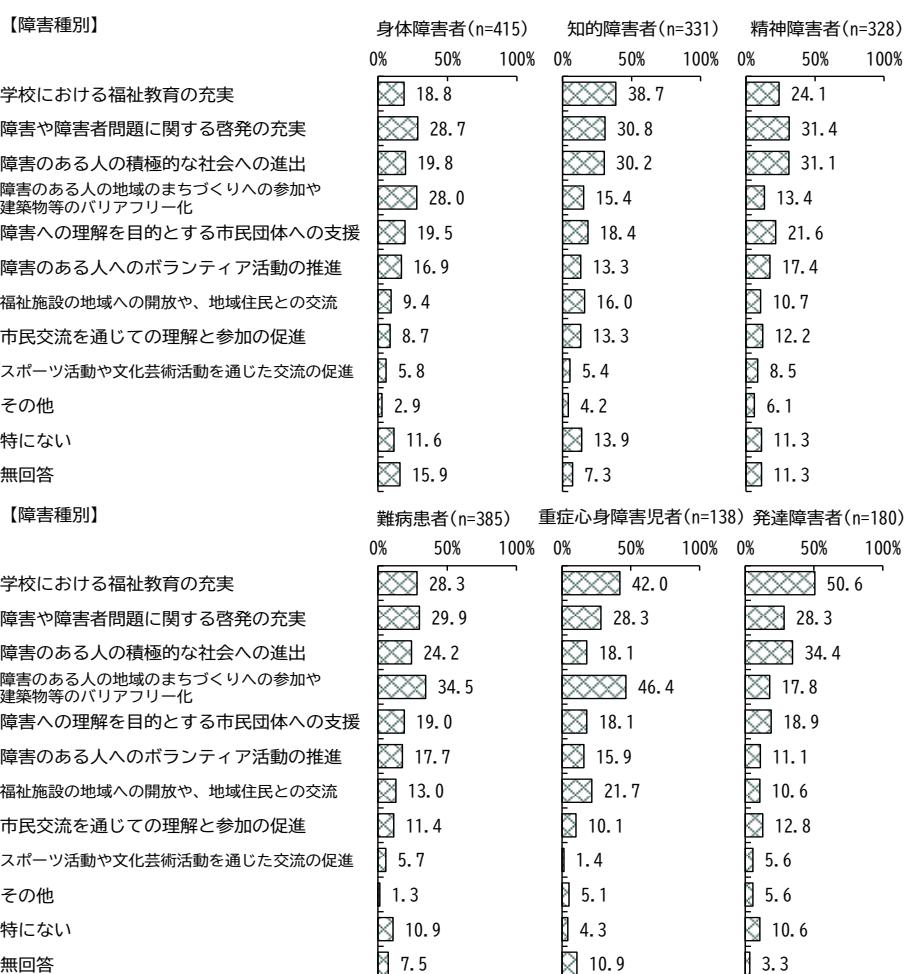
【基本目標1】障害等に関する理解促進と個人の尊厳の保持

(1) 施策の方向性1 障害等に関する理解促進

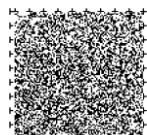
現状と課題

- ▶基礎調査結果によれば、地域の理解促進に向けた力点として、障害等に関する啓発や社会参加、バリアフリー化、福祉教育が上位にあげられています。
- ▶障害のある人の社会参加の場づくりのためには、障害等に関する理解が一層深まることが必要です。
- ▶障害等に関する理解を深めるためには、幼少期からの人権及び福祉に関する教育が重要です。
- ▶障害のある人が一人の個人として尊重され、自分らしく社会に参加し、地域で当たり前に生活を送ることができる社会を実現するため、人権施策を推進していくことが必要です。

障害のある人もない人も共に地域で安心して生活を送ることができるように
地域の理解を進めていくために、特に力を入れるべきこと



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①障害等に関する理解を促進します

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、障害等に関する理解啓発を推進します。

②人権・福祉に関する教育を推進します

幼少期からの人権教育や福祉教育、福祉体験講座などを通じて、思いやりや助け合いの心を育み、相手の立場になって共感することのできるよう、人権や福祉に関する取組を推進します。

③情報バリアフリーを推進します

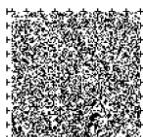
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、障害のある人が必要な情報を得られるよう、取得しやすい情報提供体制を推進します。

④人権施策を推進します

一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指し、相模原市人権尊重のまちづくり条例（令和6年相模原市条例第28号）に基づき、市民意識の高揚を図るための啓発活動の実施、相談及び支援体制の充実等、人権施策を推進します。

主な取組

主な取組	
①	<ul style="list-style-type: none">▶障害者週間でのイベント等の開催▶障害等に関するマーク（ヘルプマーク等）の周知啓発▶広報やホームページを活用した広報活動などの実施▶パラスポーツ体験などを通じた交流活動などの推進▶人権・福祉研修などの充実
②	<ul style="list-style-type: none">▶幼少期からの人権・福祉教育の推進▶地域における福祉教育などの推進
③	<ul style="list-style-type: none">▶障害のある人の生活に必要となる情報をまとめた冊子の配布▶市が発行する刊行物への音声コードの積極的な採用▶手話通訳者・要約筆記者の派遣
④	<ul style="list-style-type: none">▶相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づく人権施策の推進

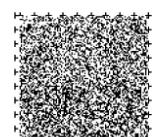
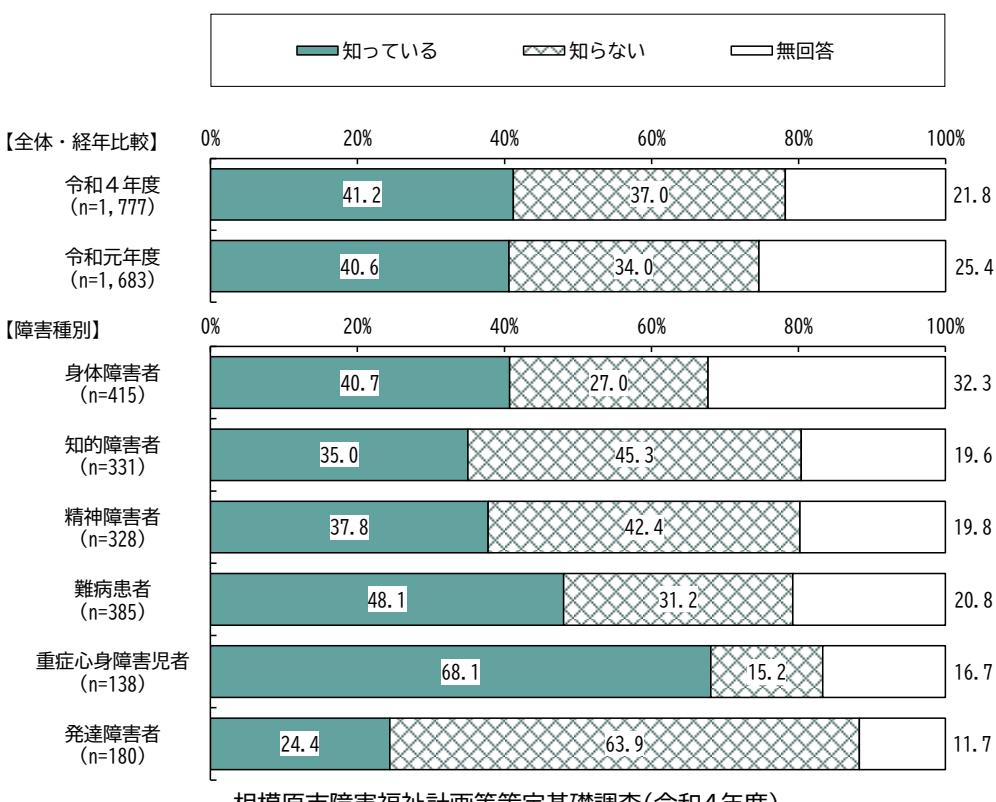


(2) 施策の方向性2 権利擁護の推進

現状と課題

- ▶ 障害のある人が多様な選択肢及び情報の中から自らの意思により選択し、地域及び施設で主体的に生活を送るためには、福祉サービスなどの生活基盤の安定を図る施策と合わせて、権利を擁護することが必要です。
- ▶ 障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、専門的な相談や援助を受けられるような権利を擁護する取組が必要です。
- ▶ 基礎調査結果によれば、成年後見制度の認知度は約4割で、前回調査から大きな変化はありません。制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、引き続き成年後見制度の利用を促進する取組が必要です。
- ▶ 全国的に障害者虐待の相談・通報件数の増加が見込まれることから、多様な主体との連携を図るとともに、包括的な視点から障害者虐待の未然防止や早期発見に向けた施策の推進が必要です。
- ▶ 障害のある人の活動や社会参加を制約する社会的障壁の除去を進めるため、障害者差別解消法の趣旨などに関する普及啓発を広く行うことが必要です。

成年後見制度の認知度



今後の方向性

①権利擁護を推進します

地域での取組、施設などが行う福祉サービスに関して障害のある人の視点から点検し改善する活動、人権を守る視点からの相談、それに基づく権利を守る活動など、個人のプライバシーに配慮しながら障害のある人一人ひとりの権利を擁護する取組を推進します。

②成年後見制度の利用を推進します

成年後見制度の利用を必要としている人が、地域で安心して生活を送ることができるよう成年後見制度の利用を促進するとともに、中核機関（さがみはら成年後見・あんしんセンター）を通じた支援体制の更なる充実を図るため、関係機関等の連携を強化します。

また、利用者の増加に対応するため、当該制度を支える担い手の確保・育成等を図ります。

③障害のある人への虐待防止を推進します

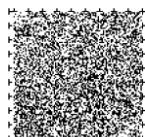
障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域連携ネットワーク等を通じた障害者の虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関との連携による障害者虐待の未然防止及び相談や通報に対する迅速かつ円滑な対応など、虐待の早期解決を図ります。

④障害を理由とする差別の解消を推進します

障害を理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供に関する普及啓発を行います。

⑤障害のある人への消費者被害の防止を推進します

障害のある人の消費者としての権利の確立と自立を支援し、安全で安心した消費生活の確保に向けた取組を推進します。



主な取組

	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶障害のある人の意見を反映できる体制の整備 ▶障害のある人の権利擁護や権利行使に関する専門的な相談、援助
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶成年後見制度の理解促進 ▶中核機関のコーディネート機能の強化 ▶担い手の確保・育成等の推進
③	<ul style="list-style-type: none"> ▶高齢者・障害者虐待ネットワーク協議会を通じた障害者虐待防止に関する施策の推進 ▶関係機関との連携による虐待の早期解決に向けた取組の推進 ▶虐待防止のパンフレット等を活用した周知啓発
④	<ul style="list-style-type: none"> ▶障害者差別解消法に関する普及啓発 ▶障害者差別の防止や相談に関する体制整備
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ▶消費生活情報の充実と適切な提供 ▶消費生活相談窓口の充実

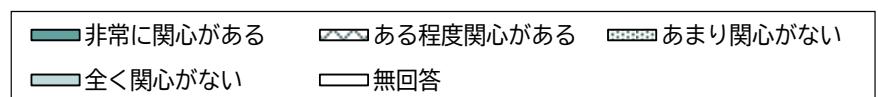


(3) 施策の方向性3 障害者団体などの地域での活動の支援

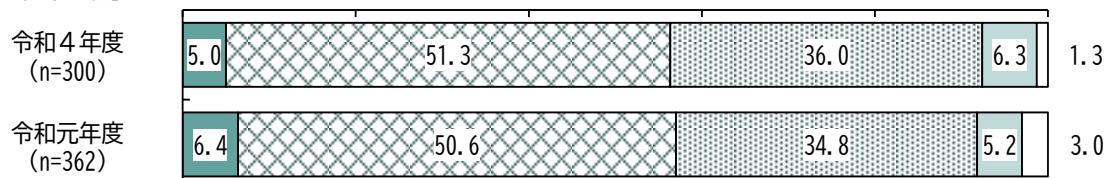
現状と課題

- ▶ 障害者団体による自主的活動に対して、障害のある人の社会参加を促進する視点とエンパワーメントの視点からの支援が必要です。
- ▶ 基礎調査結果によれば、福祉に関するボランティア活動への関心度は56.3%となっており、前回調査から大きな変化はありません。地域での様々な機会を通じて、活動への関心を高めるとともに、参加しやすい環境づくりを進めることができます。
- ▶ 地域福祉や障害福祉の推進に当たっては、中核的役割を担う福祉団体などと協調して進めることが必要です。
- ▶ 障害者団体及びボランティアの「自主性」・「自立性」を尊重し、民間と行政との役割分担を明確にした上で、その活動の支援が必要です。

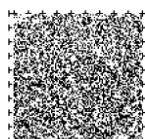
福祉に関するボランティア活動への関心



【全体・経年比較】



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①障害者団体への支援を実施します

障害者団体などが行う障害等に関する理解を深める活動や、当事者の視点を生かした取組を支援します。

②福祉団体への支援を実施します

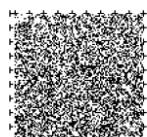
地域福祉や障害福祉の推進の中核的役割を担う福祉団体を支援します。

③ボランティア活動への支援を実施します

ボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に興味がある人に対して、情報や活動の場を提供します。また、福祉団体と連携して、点訳・音声訳・手話・要約筆記ができる人などを養成し、障害のある人のニーズに合ったボランティア活動ができるよう支援します。

主な取組

	主な取組
①	▶障害者団体等への活動支援 ▶障害者団体の情報の発信
②	▶市社会福祉協議会や市社会福祉事業団の運営支援
③	▶ボランティア活動の支援 ▶ボランティア活動を行う人の養成



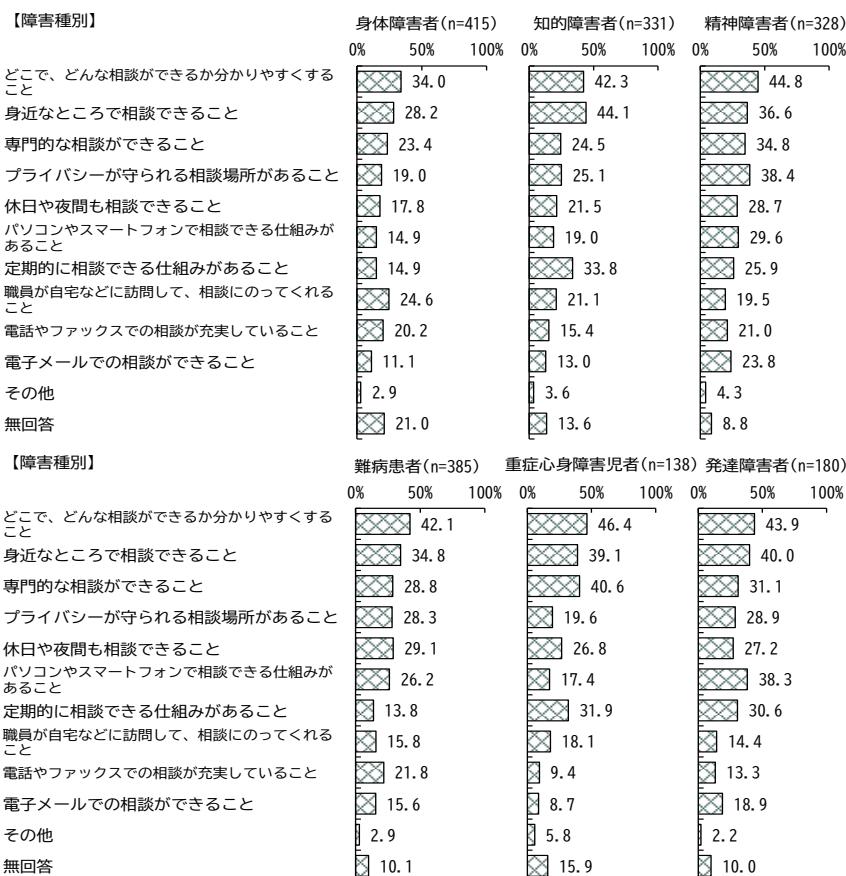
【基本目標2】地域生活支援の充実

(1) 施策の方向性1 相談体制の充実

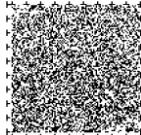
現状と課題

- ▶基礎調査結果によれば、気軽に相談するために必要なことは、どこでどんな相談ができるかを分かりやすくすることや、相談場所との距離の近さが上位にあげられています。福祉、保健、医療、教育、雇用など、様々な分野で実施されている障害のある人への支援との連携・協力を図りつつ、相談体制の更なる充実、民間と行政の連携による支援の仕組みづくりを進めることが必要です。
- ▶障害のある人の意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行えるよう、相談の実施等による支援が必要です。また、障害のある人に関する様々な施策の情報を適切に提供できるよう、提供方法などの充実を図ることが必要です。
- ▶要介護の親と障害のある子の世帯、障害のある親とひきこもり状態の子の世帯など複合化・複雑化した悩みを抱える世帯への包括的な支援体制の整備が必要です。

必要なときに気軽に相談するために必要だと思うこと



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①相談体制の充実を図ります

障害のある人及びその家族が抱える様々な相談や疑問、悩みに応じることができるよう、関係機関と調整を図ることなどにより、相談窓口の機能の充実を図ります。また、複合化・複雑化した悩みを抱える世帯に対して、分野横断的に多機関が連携した相談支援体制を推進するとともに、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、積極的に働きかけて情報・支援を届けるアウトリーチによる支援体制を整備します。

専門性を要する相談については、精神保健福祉センター、障害者更生相談所、児童相談所、陽光園などに専門的知識を持つ職員を配置し、必要な支援の提供に努めます。

相談の実施に当たっては、障害のある人の意思を尊重するとともに、適切に意思決定を行うための取組を推進します。

②地域特性に応じた支援体制整備を推進します

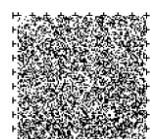
地域における障害のある人などの支援体制に関する課題について、関係機関との情報共有や連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備を推進します。

③地域で支えあう仕組みをつくります

行政及び相談支援事業者をはじめ、民生委員・児童委員、障害福祉相談員、近隣住民などの地域の多様な人材を活用した、安心して身近で相談できる環境を整備し、地域で支えあう仕組みをつくります。

主な取組

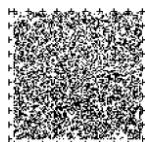
	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶何でも気軽に相談できる相談体制の充実 ▶専門性のある相談体制の充実 ▶多機関の連携による横断的な相談支援体制の充実 ▶新たな障害者相談支援キーステーションの設置 ▶基幹相談支援センターの機能強化
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶相談支援の仕組みづくりの推進 ▶包括的に検討や意見交換ができる体制の強化 ▶障害のある人のニーズに合わせた福祉情報の提供
③	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域の困りごとの発見・共有・解決に向けた仕組みづくり



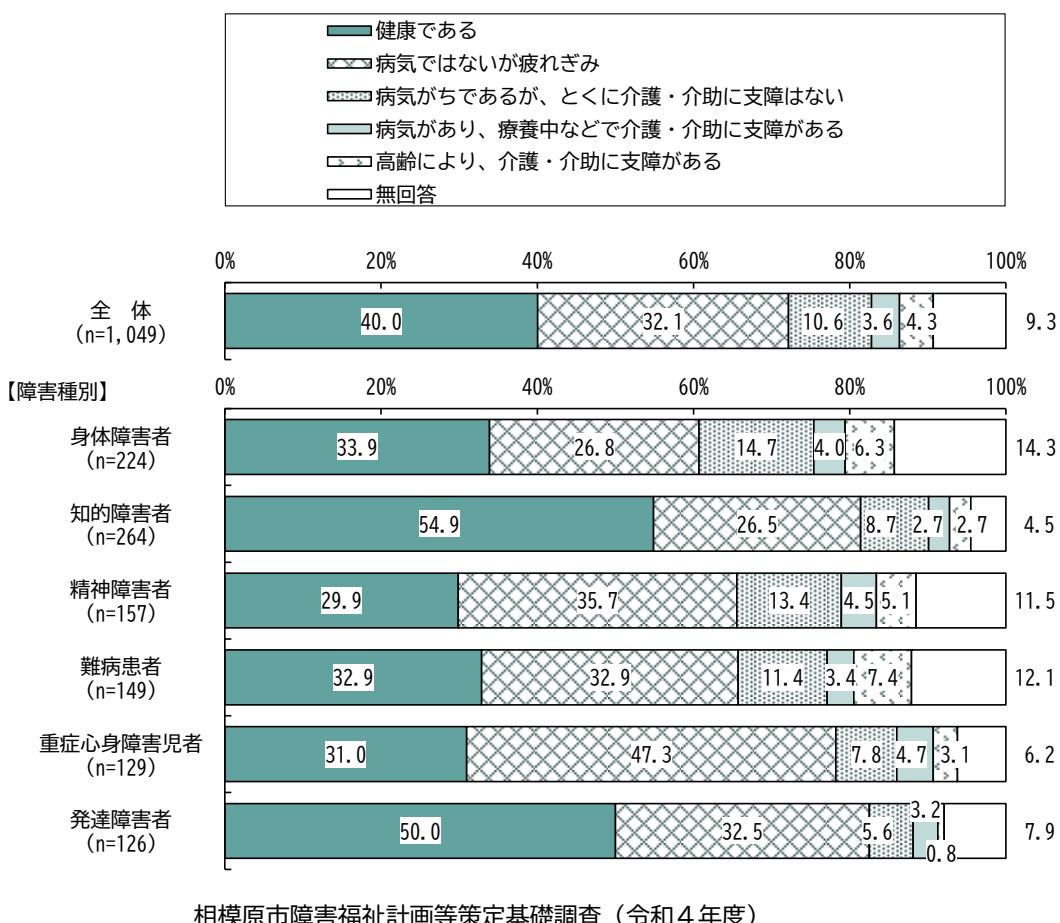
(2) 施策の方向性2 福祉サービス基盤の充実

―― 現状と課題 ――

- ▶ 福祉サービスの提供に際しては、障害のある人の権利を尊重する視点から、自分の意思で各種福祉サービスを選択し、ライフスタイルを決定するという「自己決定と自己選択」を尊重することが必要です。
- ▶ 住み慣れた地域で、快適な生活を送るためにには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など各種福祉サービスの充実を図ることが重要です。
- ▶ 障害等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を充実し、障害のある人の生活全体を支えるサービス提供体制の充実を図ることが必要です。
- ▶ 障害のある高齢者などが、柔軟に必要なサービスを受けられるよう、共生型サービスに関する取組の推進が重要です。
- ▶ 基礎調査結果によれば、主な介護者・介助者の健康状態は、「病気ではないが疲れぎみ」が32.1%となっています。家庭内において介助の役割を担う家族の介護負担を軽減するため、介護を社会的に担っていくという視点で福祉サービスを充実することが必要です。
- ▶ 地域での生活を進めるためには生活の場の確保、社会参加を進めるための取組、適切な情報提供などが必要です。
- ▶ 補装具、日常生活用具などの福祉用具は、障害のある人の自立と社会参加を促進するとともに、介助者の負担軽減にも有効であることから、その活用を進めることができます。
- ▶ 障害のある人の家族その他の関係者の日常生活における不安の軽減を図るため、障害のある人の家族等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行うことが必要です。



主な介護者・介助者の健康状態



今後の方向性

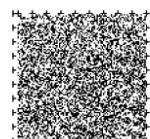
①地域生活・自立生活支援の充実を図ります

障害のある人が地域で安心して生活送ることができるよう、共生型サービスの仕組みなどを活用しつつ、地域におけるサービス基盤を整備するとともに、重度の障害があっても、必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス事業所等と連携して支援の充実を図ります。

②家族支援の充実を図ります

学齢期の障害のある児童の放課後の受け入れや家族負担が大きい送迎支援などについて関係機関と連携し、充実を図ります。また、介助者の休息（レスパイト）などのため、身近な場所で施設の利用ができるよう支援の充実を図ります。

当事者やその家族等の周りの人達の目線に立った支援を行います。



③生活の場の充実を図ります

障害のある人が地域で自立した生活を送るため、共同生活援助（グループホーム）の確保に努め、地域生活への移行を促進します。また、日常動作に介助が必要な人、単身生活に不安のある人などに対し、状況に応じた生活の場が提供できるよう、利用者のニーズに合った福祉サービスの充実を図ります。

④地域活動支援センターの充実を図ります

障害のある人の活動の場である地域活動支援センターについては、障害のある人などのニーズを把握するとともに、利用者の生活の質の向上に配慮しながら、生活を支える場として運営することができるよう支援します。

⑤障害福祉サービス事業所などの充実を図ります

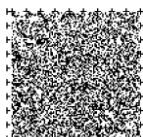
障害のある人が地域で自立した生活を送るため、障害福祉サービス事業所の運営等に対して支援するとともに、既存施設の大規模改修及び施設整備を促進します。

⑥障害福祉サービス事業者などのネットワークの充実を図ります

障害の種類及び程度に応じ、障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスの選択及び障害福祉サービス事業所間の柔軟な移行が可能となるよう、市内の障害福祉サービス事業者のネットワークの充実を図ります。

⑦福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります

障害のある人の身体状況及び生活に適した福祉用具の積極的な活用を促進するため、日常生活用具などの給付事業に取り組むとともに、福祉用具に関する情報提供及び相談を行う体制の充実を図ります。



主な取組

主な取組	
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶在宅福祉サービスなどの充実 ▶自立生活への支援 ▶移動支援の充実 ▶民間福祉サービスとの連携 ▶重度の障害のある人の地域生活への支援の充実
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶一時預かりの充実 ▶放課後対策の充実 ▶送迎支援などの実施
③	<ul style="list-style-type: none"> ▶共同生活援助（グループホーム）の利用の促進 ▶福祉サービスの充実
④	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域活動支援センターの運営 ▶地域活動支援センターの機能の拡充
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ▶障害福祉サービス事業者などの機能の充実 ▶障害福祉サービス事業所への移行の支援
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ▶障害者自立支援協議会を通じた事業者間のネットワークの充実
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ▶補装具更生相談（購入・修理等の相談）の実施

第1章

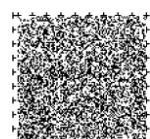
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

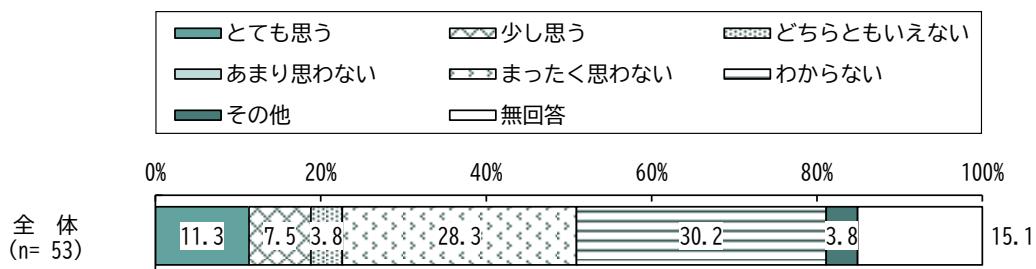


(3) 施策の方向性3 保健・医療サービスの充実

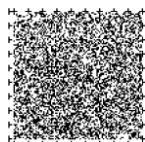
現状と課題

- ▶ 障害について、初期の段階から保健・医療に関する悩み、疑問などを相談できる体制が必要です。
- ▶ 定期的医学管理を必要とする障害のある人及び通院が困難な障害のある人に対応するため、医療供給体制の充実を図ることが必要です。
- ▶ 基礎調査結果によれば、現在の病院を退院して地域生活を希望する割合は2割弱となっています。障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、リハビリテーションの充実を図ることが必要です。
- ▶ 健康増進施策や医療体制の充実を図ることが必要です。
- ▶ 保健・医療サービスの充実には、国・県・市、医師会などの関係機関の協力と連携が必要です。

現在入院している病院を退院して地域で生活したいと思うか



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①健康増進施策の充実を図ります

健康づくりのより一層の推進に向け、市、市民、関係者の責務や役割、基本的施策などを定めた相模原市健康づくり推進条例（令和5年相模原市条例第26号）に基づき、疾病や障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まですべての市民が自分らしくいきいきと暮らし続ける活力ある社会の実現を目指します。

②リハビリテーションの充実を図ります

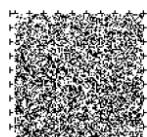
理学療法、作業療法、言語療法などのリハビリテーションの充実を図ります。

③身近な地域における医療体制の充実を図ります

安心して医療サービスが受けられるよう、医療費助成などを実施するとともに、医療への多様なニーズに対応するなど、身近な地域における医療体制の充実を図ります。

主な取組

	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域保健の向上 ▶相談事業等の充実 ▶感染症予防などの取組
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶地域で参加できるリハビリテーションの充実
③	<ul style="list-style-type: none"> ▶医療費の助成等の実施 ▶多様なニーズに対応する医療サービスの充実 ▶救急医療体制の確保

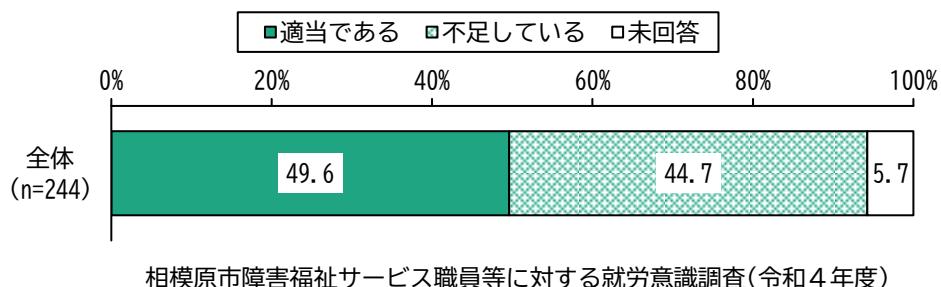


(4) 施策の方向性4 福祉人材の確保・定着・育成

現状と課題

- ▶ 障害等の重度化・高齢化や支援ニーズの多様化に対応するため、福祉人材の確保が必要です。
- ▶ 障害のある人に安定した質の高いサービスを提供するためには、福祉サービス従事者の働きやすい環境の整備やサポート体制の充実を図ることが重要です。
- ▶ 障害の特性等は多様であり、質の高い福祉サービスの提供に当たっては、これらの障害特性等に配慮した支援が必要です。

貴施設・事業所で勤務している職員についての過不足の状況



今後の方向性

①福祉サービスに関わる人材の確保に努めます

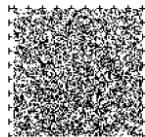
障害のある人の生活を支える福祉サービス従事者の確保に取り組みます。

②専門性を持つ人材の育成・定着に努めます

保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健に関わる人材などをはじめ、福祉、保健、医療、教育、雇用など、生活の様々な場面で障害のある人への福祉サービスの提供に関わる専門性を持つ人材の育成とその職場環境の整備の支援により、定着を促進します。

主な取組

	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none">▶ 多様な人材確保に向けた就業促進▶ 障害福祉サービス事業所等への研修による効果的な人材確保
②	<ul style="list-style-type: none">▶ 福祉従事者を対象とした研修の実施▶ 福祉従事者を対象としたメンタルヘルス相談の実施

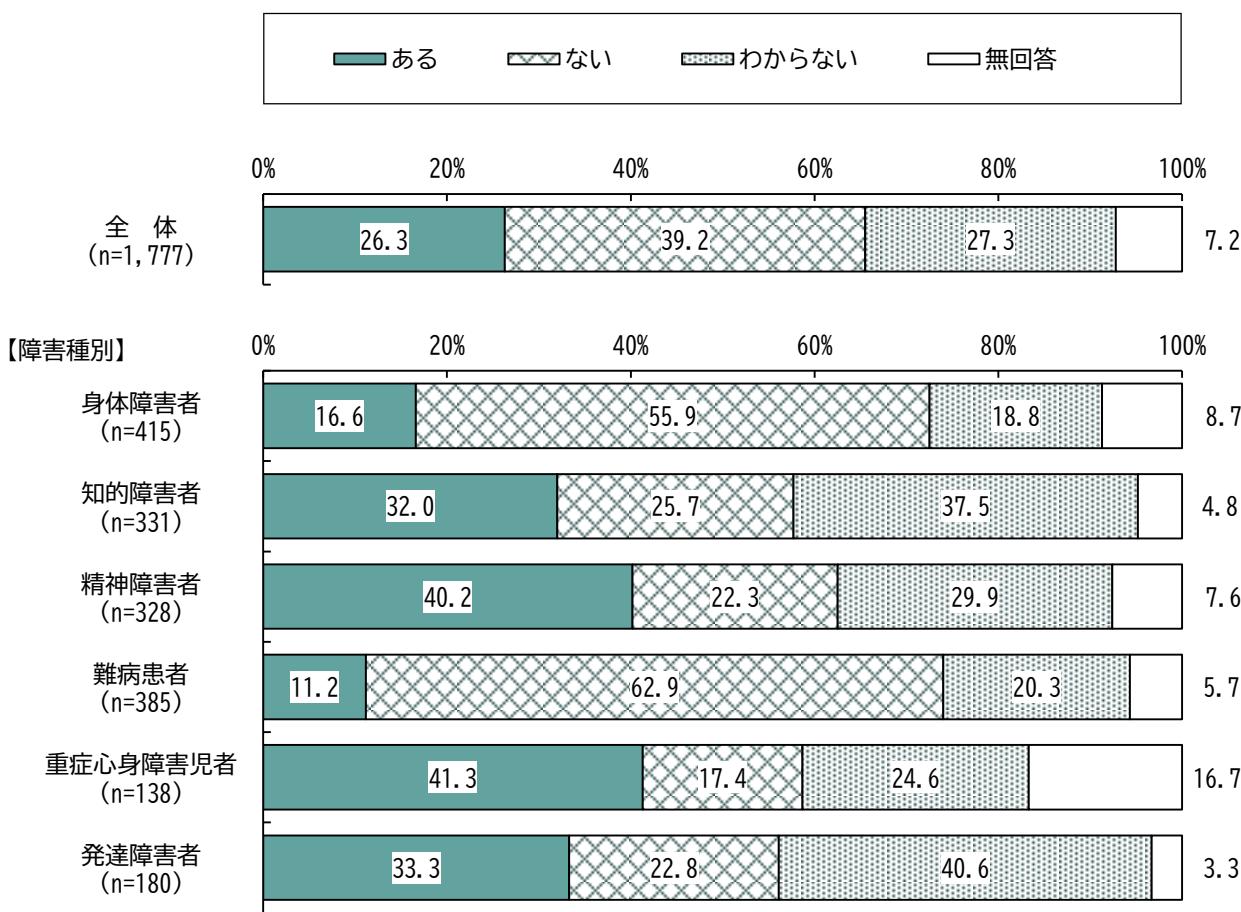


(5) 施策の方向性5 精神保健福祉施策の充実

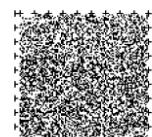
現状と課題

- ▶精神保健福祉に関する課題は、生活福祉、子育て、高齢、障害等の分野を超えて顕在化しており、精神保健福祉に関する相談支援の重要性が増しています。
- ▶精神障害のある人の社会参加を進めるためには、市民の障害等に関する理解を深めることが必要です。
- ▶精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことが出来るよう、地域の医療機関や障害福祉サービス事業者、行政等が一体となって、重層的な支援体制を構築することが必要です。

これまでに障害があることを理由に差別をされたことや差別されたと感じたこと



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①精神保健福祉相談の充実及び福祉・保健・医療との連携の推進を図ります

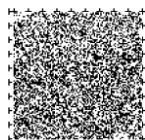
精神疾患での入院から退院、その後の地域生活など精神障害のある人を支援するため、切れ目のない相談体制や精神保健福祉に係るサービスの充実を図るとともに、精神疾患等に関する理解を深めるための普及啓発を行います。

②精神保健福祉センターによる支援を推進します

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談支援、関係機関に対する技術指導・援助などの事業を実施し、各区での精神保健福祉に関する相談支援の充実を図ります。

主な取組

	主な取組
①	▶精神保健福祉相談の充実 ▶普及啓発の推進 ▶地域生活の支援 ▶社会参加支援の充実
②	▶専門的な研修の充実 ▶技術支援の充実



(6) 施策の方向性6 療育体制の整備

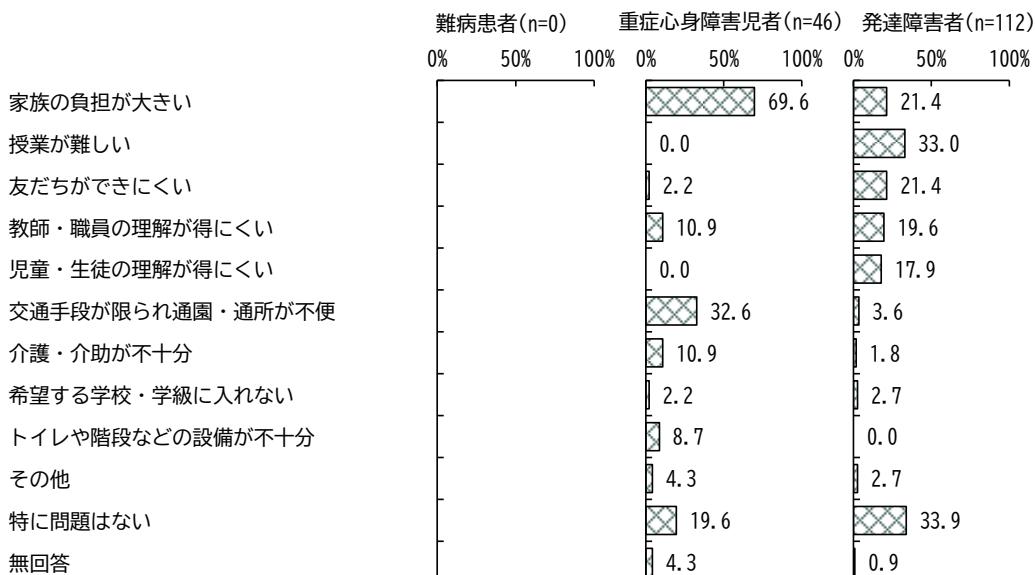
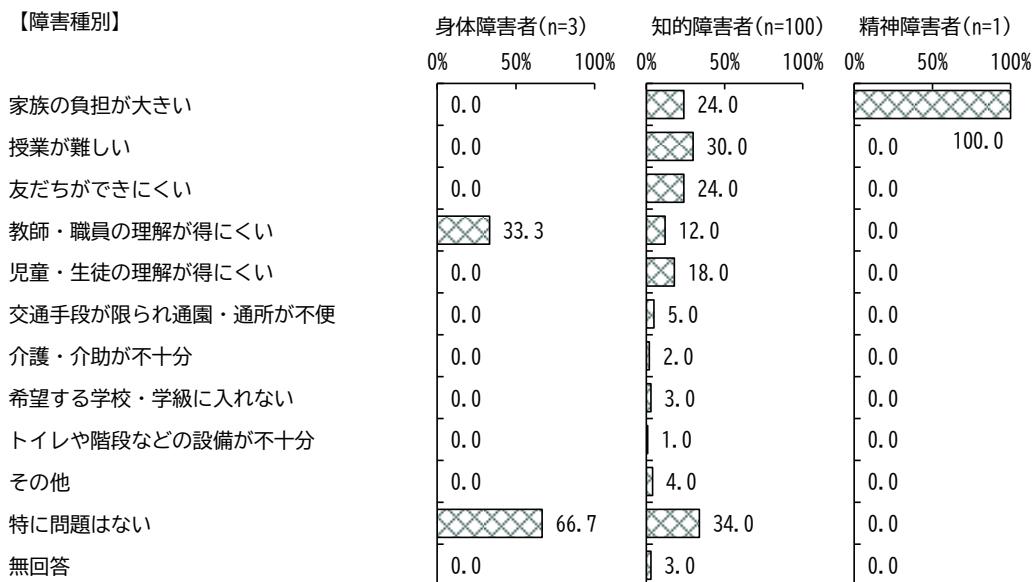
現状と課題

- ▶乳幼児健康診査の受診率を上げるとともに、気軽に相談できる窓口の体制を整え、発達に応じた療育を早期から提供することが必要です。
- ▶障害のある児童が個々の持つ可能性を伸ばし安定した生活を送るために、保護者が療育について気軽に相談できる環境の充実を図ることが必要です。
- ▶障害のある児童の療育体制や、家族に対する相談支援体制の充実、障害等に関する理解、仲間同士のネットワークづくりなどの保護者支援が必要です。
- ▶基礎調査結果によれば、学校（学園）生活をするまでの困りごととして、知的障害のある人と発達障害のある人の場合、授業の難しさがあげられています。障害のある児童一人ひとりの状態及び特徴に合わせた療育を行うため、保護者と療育に携わる機関が情報を共有できるような仕組みの充実を図ることが必要です。
- ▶障害のある児童の支援の基盤として、相談機関、療育機関、教育機関、医療機関などのサービスの充実を図ることが必要です。
- ▶障害のある児童の発達を切れ目なく支援するため、福祉、保健、医療、教育など関係機関の連携が必要です。
- ▶医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、福祉、保健、医療その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備が必要です。
- ▶療育に関するニーズは増加・多様化しており、必要なときに適切な支援につながるよう、初期療育の支援体制の充実を図ることが必要です。
- ▶療育センターは、長期間の運営により、施設及び設備の老朽化が進行しているため、障害のある児童の利用施設として相応しい施設及び設備を整備することが求められています。



学校（学園）生活をする上での困りごと

【障害種別】

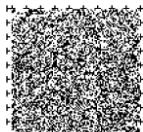


相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）

今後の方向性

①発育などの相談体制の充実を図ります

妊娠・出産の機会を捉え、子どもが産まれた全ての家庭に保健師等が訪問し、早い時期から子育ての支援を開始します。気軽に相談できる窓口や、身近な地域のサロンを紹介するとともに、乳幼児健康診査や各種健康教育等を通じて、栄養・歯科・心理などあらゆる側面から子育てを支援します。また、その子の状況に応じて、気付きの段階から療育の窓口と連携を取り、療育相談につなげます。

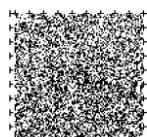


②療育体制の充実を図ります

障害のある児童及びその家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、「相模原市立療育センター再整備基本計画」に基づき、療育ニーズの増加、多様化への対応や初期療育の充実を図るとともに、市全体の療育推進を図る総括的な機関の運営や診療所設置、各区療育相談窓口の機能強化など身近な地域で充実した支援が受けられる体制づくりを進めます。また、療育相談機関、児童相談所、医療機関、保育所・幼稚園・学校など、様々な機関が連携し、多面的に検討・調整するなど、支援の充実を図ります。

主な取組

主な取組	
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶出生前からの相談の充実 ▶乳幼児健康診査や育児相談の実施 ▶親同士の情報交換の場の提供
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶相談及び支援の充実 ▶障害児通所支援の充実 ▶障害のある児童のための施設への運営支援 ▶障害児の療育・支援施設の整備 ▶専門性のある相談体制の整備 ▶保護者の支援

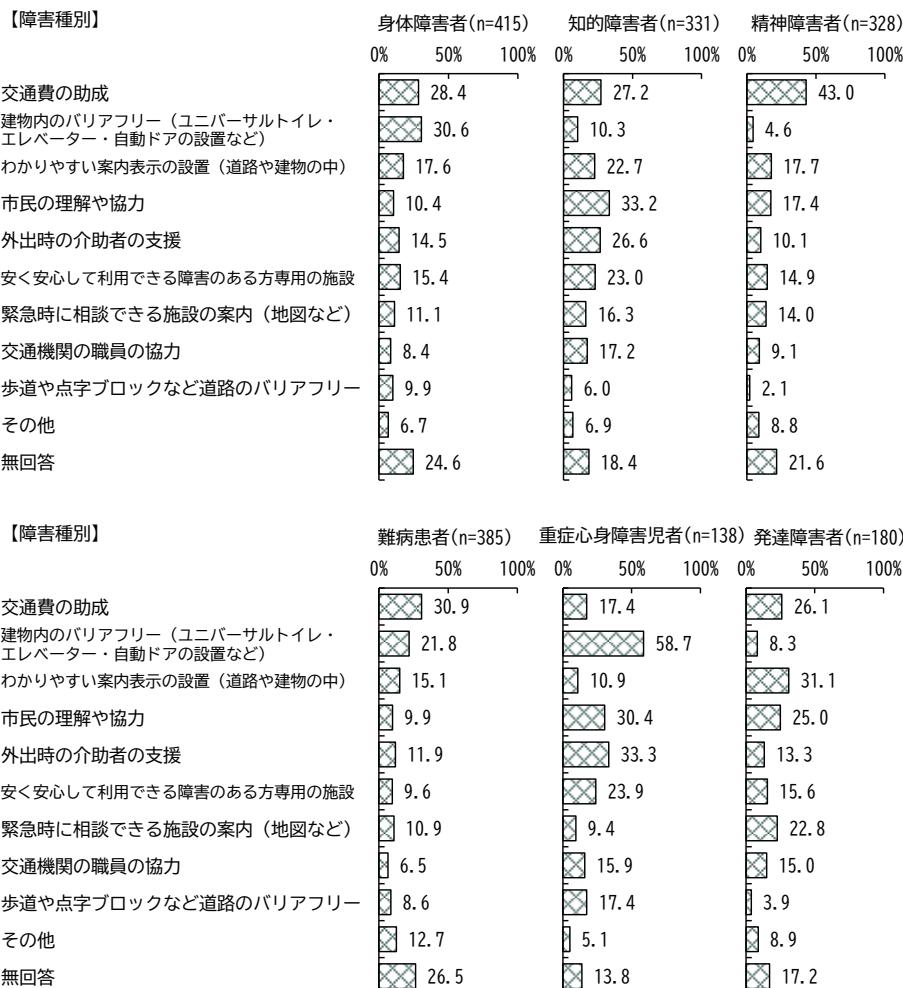


(7) 施策の方向性7 バリアフリーのまちづくり

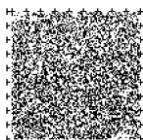
現状と課題

- ▶ 障害のある人の社会参加を支えるため、誰もが安心して快適に生活を送ることができるよう、建築物、道路、公園などにおける福祉的配慮に優れたまちづくりを進めることが必要です。
- ▶ 障害のある人の移動の円滑化を図るため、公共交通機関をはじめ、各種移動手段を整備・確保することが必要です。
- ▶ 障害のある人もない人も生活しやすいまちづくりのためには、施設及び設備の整備だけでなく、福祉のまちづくりに関する市民の理解が重要です。
- ▶ 福祉のまちづくりには、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという「ユニバーサルデザイン」の考え方や、物理的、社会的、制度的及び心理的な障壁に対処するという「バリアフリー」の考え方が必要です。

外出しやすくなるために、希望すること



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①総合的な推進を図ります

誰もが安心して快適に生活を送ることができるまちづくりのため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）などに基づき、建築物、道路、公園、公共交通機関などにおける物理的障壁を除去するとともに、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

②公共的建築物における配慮を推進します

不特定多数の人が利用する建築物については、車を降りてから施設に入るまでに段差がないなどの福祉的配慮に優れた駐車場、障害のある人が利用できるトイレ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロックなどの整備を推進します。

③道路、交通手段などの整備を推進します

鉄道駅、バス停留所から公共的施設に至る歩道などにおける段差解消、駅のホームドアなどの転落防止設備の導入、障害のある人の利用に配慮した車両の整備の促進などと併せて障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を図ります。

④公園のバリアフリー化を推進します

都市公園については、地形形状に配慮しながら出入口や園路の段差解消、スロープ、休憩施設、障害のある人が利用できるトイレの設置などの整備を推進します。

主な取組

	主な取組
①	▶相模原市ユニバーサルデザイン基本指針などに基づく福祉のまちづくりの推進 ▶街における情報提供の充実
②	▶障害のある人が利用できるトイレ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロックなどの整備
③	▶歩道などの整備 ▶人にやさしい道に関する啓発の推進 ▶公共交通機関の施設整備の促進
④	▶公園のバリアフリー化の推進

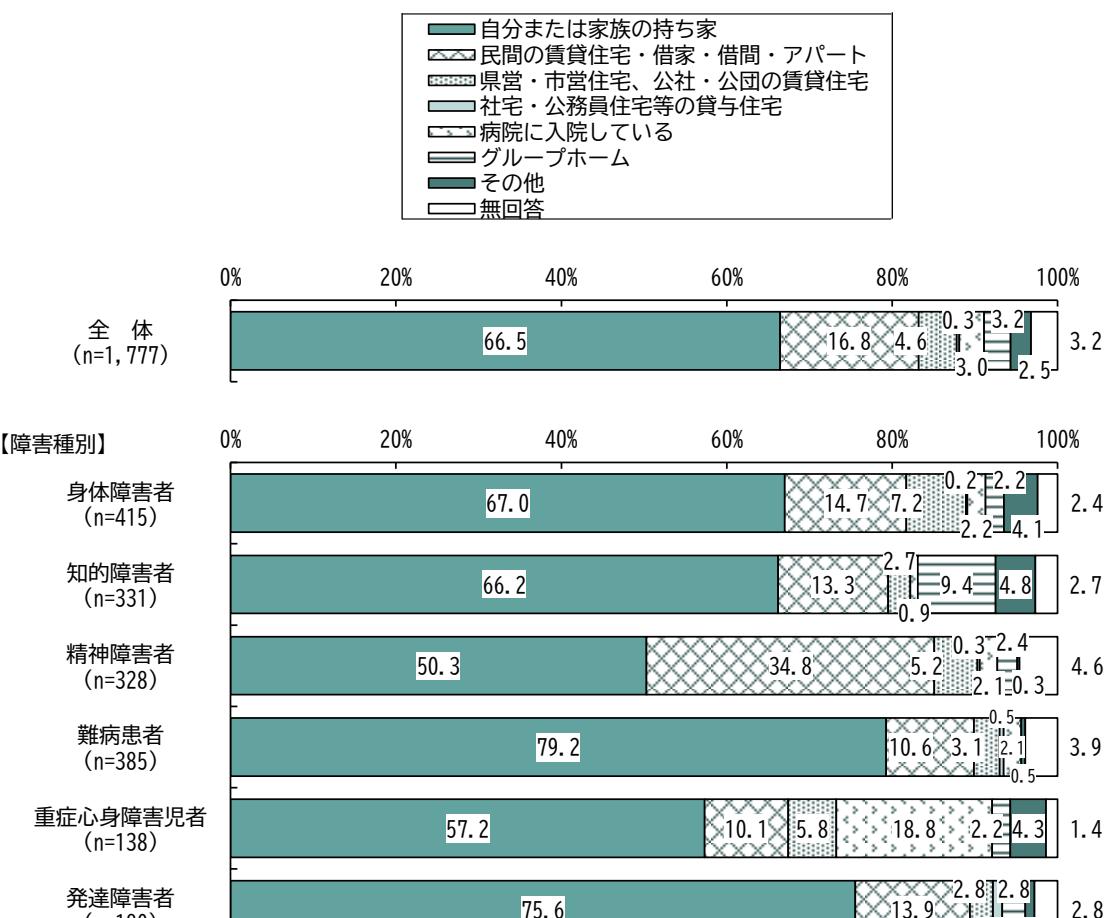


(8) 施策の方向性8 住まいづくり

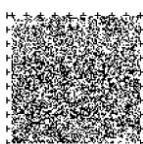
現状と課題

- ▶住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の改正を踏まえ、障害のある人が暮らしやすく整備された住宅の確保及び供給を更に促進するとともに、入居のための支援体制を整備することが必要です。
- ▶障害のある人が単独で入居することができる住宅など様々なニーズに対応できるよう、市営住宅の整備を進めることができます。
- ▶個々の障害の状態に対応した住宅改造のための支援を充実することが必要です。
- ▶活動する場などを含めた、生活に関わる周辺の環境に配慮した住まいの整備を進めることができます。

現在の生活拠点



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①ユニバーサルデザインの考え方に基づく住まいづくりの啓発を行います

障害のある人の暮らしやすい住まいづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及啓発を行います。

②民間住宅の供給・入居の支援を推進します

障害のある人等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保や支援団体等による居住支援の取組を推進します。

③障害のある人に向けた市営住宅を供給します

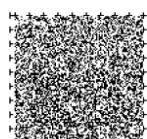
市営住宅の建設及び建て替えの際、障害のある人に向けた住宅整備を推進するとともに、市営住宅の入居者選考に当たり、障害のある人がいる世帯については、優先入居の取扱いをします。

④住宅改善の促進を図ります

住宅を障害の状態に応じて改善するため、相談などの支援策の充実を図ります。

主な取組

	主な取組
①	▶障害のある人や高齢者に配慮した街づくり
②	▶障害のある人の世帯や高齢者世帯の居住支援
③	▶バリアフリー仕様の市営住宅の整備
④	▶住宅設備改善費の助成

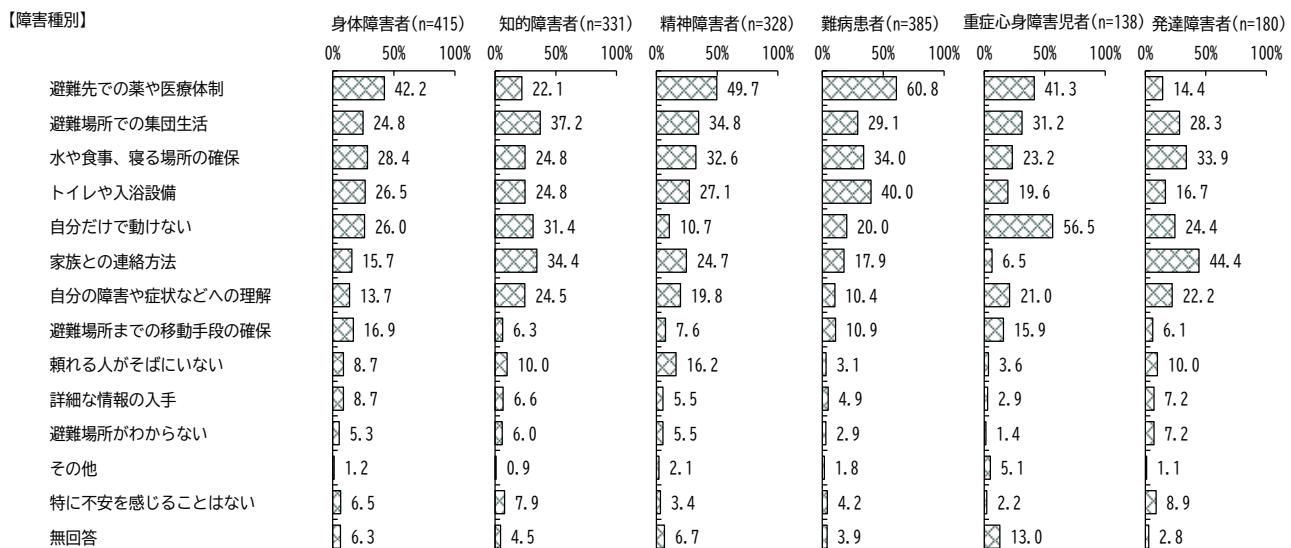


(9) 施策の方向性9 防犯・防災対策の推進

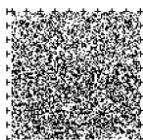
現状と課題

- ▶障害のある人などを地震、風水害などの災害から守るため、地域などでの防災のためのネットワークづくりを進めることができます。
- ▶基礎調査結果によれば、災害発生時の不安は、障害種別によって、上位の項目が異なっており、それぞれの特性に応じた対応が求められます。災害時に、障害の特性に応じた適切な救援活動を行うなど、市民、関係団体、ボランティアなどとの連携を図り、効果的な災害時における対策を行う必要があります。
- ▶災害時における、障害のある人などの災害時要援護者への対応については、「相模原市地域防災計画」に基づき、取組を進めることができます。
- ▶犯罪から障害のある人などを守るために、防犯意識の啓発等を行う必要があります。
- ▶障害のある人が利用する施設については、必要な安全確保を行うことと、地域と一体となった開かれた施設であることの両立を図ることが必要です。

災害発生時の不安



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①防災ネットワークなどの整備を推進します

市民、ボランティア組織、警察、消防本部などの関係機関の連携の下、災害時にボランティアの迅速な支援が行えるよう、民間福祉団体を中心とした防災ボランティアの育成及びネットワークづくりを促進します。

②緊急時・災害時対策の充実を図ります

災害時に障害のある人に必要な支援や配慮が提供できるよう、防災知識の普及啓発を行います。また、様々な障害の状態に対応して、迅速かつ適切な情報提供を行うことのできるシステムの充実を図ります。

③防犯対策の充実を図ります

障害のある人が犯罪の被害者とならないよう、防犯に関する取組を進めるとともに、ひばり放送（防災行政用同報無線）や安全・安心メールの配信などにより、防犯に関する情報提供を行います。また、障害のある人が安心して施設を利用できるよう、安全確保に向けた取組を支援します。

主な取組

	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶防災ボランティアネットワークの整備 ▶地域の支援組織への支援 ▶災害時要援護者の把握
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶防災ガイドブックによる啓発 ▶情報通信システムの充実 ▶災害時対策の推進 ▶災害時必要物資の供給 ▶災害時保健医療救護体制の充実
③	<ul style="list-style-type: none"> ▶障害者支援施設等に防犯対策の取組の支援



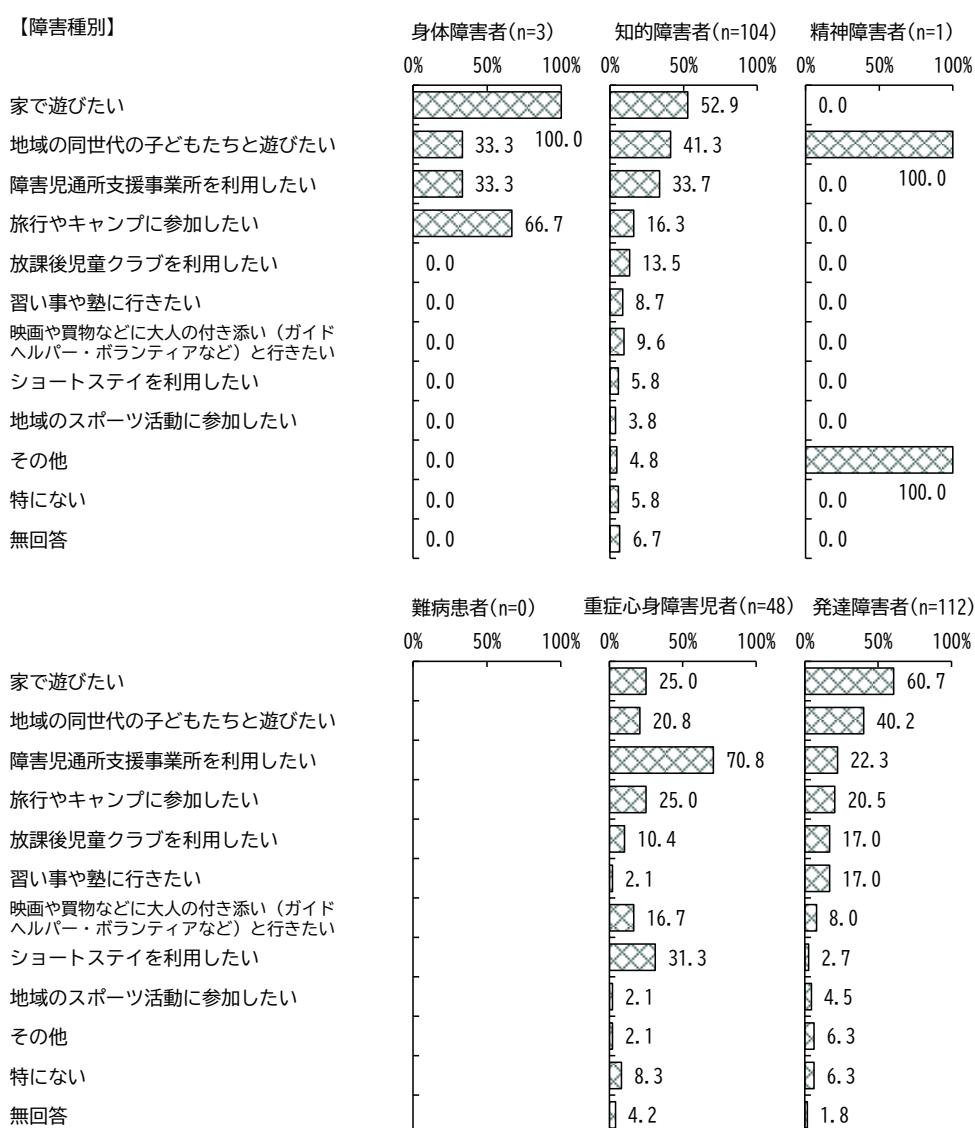
【基本目標3】ライフステージに応じた児童への支援体制の充実

(1) 施策の方向性1 乳幼児期における保育・教育の充実

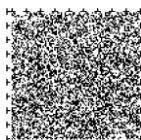
現状と課題

- ▶障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、乳幼児期から、共に学び共に育つ機会を確保することが必要です。
- ▶個人の持つ可能性を伸ばし、将来社会で自立して生活することを目的に、一人ひとりの状況に応じた保育・教育を展開することが必要です。

休みの日や放課後の活動についての希望



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①保育・教育環境の充実を図ります

認定こども園、保育所及び幼稚園において、障害のある児童の受け入れのための人的資源、施設及び設備を充実し、一人ひとりに応じた保育・教育を推進します。

②研修の充実及び理解の促進に努めます

教職員・職員の専門性向上のための研修や、障害等に関する理解を深めるための研修を行います。

③支援保育などの充実を図ります

協力し合う社会づくりのために、乳幼児期からお互いを理解するこころを育て、共に学び共に成長することを目指す統合保育及び交流保育・教育を推進します。

④相談・情報提供などの充実を図ります

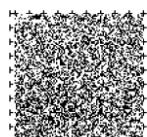
保護者が早期から障害のある児童に関する相談ができる機会及び保護者同士の交流を持つことができるよう、育児相談の実施、育児情報の提供及び周囲の人への理解を促進します。

⑤「相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)」との連携

乳幼児期の保育・教育の推進に当たっては、「相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)」との連携を図りながら取り組みます。

主な取組

	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施 ▶認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、義務教育学校、児童発達支援センターにおける交流保育・教育の推進
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶教職員・職員等への研修の実施
③	<ul style="list-style-type: none"> ▶支援保育事業の実施
④	<ul style="list-style-type: none"> ▶育児情報の提供及び育児相談の実施
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ▶相模原市子ども・子育て支援事業計画に基づく各種サービスとの連携

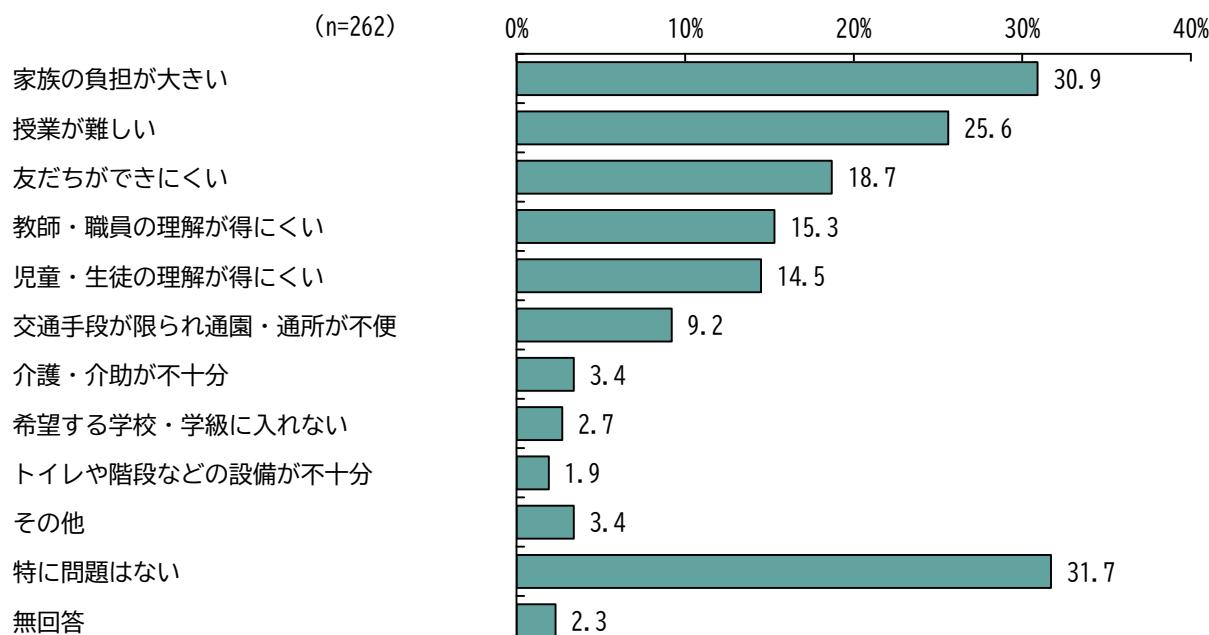


(2) 施策の方向性2 学齢期における支援の充実

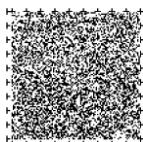
現状と課題

- ▶平成19年に特殊教育から特別支援教育への転換が図られて16年が経過し、その間、国においてインクルーシブ教育システムの構築に向けての基本的方向性が示されるなど、インクルージョンの理念や考え方が社会全体に浸透してきています。
- ▶近年、各学校では児童・生徒の教育的ニーズが多様化し、支援を必要とする児童・生徒が増加しています。
- ▶支援を必要とする児童・生徒への周囲の理解、支援体制の充実や教職員の資質向上を図るとともに、福祉・医療等の関係機関等との連携の充実を図ることが必要です。
- ▶児童・生徒一人ひとりの特性や様々な教育的ニーズを丁寧に見極め、共有し、成長過程に応じた指導や支援に継続して取り組むことができる体制の構築が必要です。
- ▶効果的に一人ひとりに応じた指導や支援ができる多様な学びの場を居住地域に用意し、共に学び共に育つインクルージョンの理念の下、児童・生徒が持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服することができるよう取組を進めていくことが必要です。

学校（学園）生活をするうえでの困りごと



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①支援教育の充実を図ります

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズによって、様々な学び方があります。通常の学級において、ユニバーサルデザインの視点から学級づくりや授業づくりを進めるとともに、特別支援学級において、一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

②支援体制の充実を図ります

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うため、学校における支援体制を確立するとともに、関係機関等と専門性を生かした連携を推進します。

③教育環境の充実を図ります

児童・生徒の学びを充実させるため教育環境を整備するとともに、障害のある児童・生徒と保護者を支えるために、放課後や登下校時の送迎を含めた支援体制の構築を目指します。

④インクルーシブ教育システムの構築を図ります

障害のある子どもが、一生を通じて自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、横断的かつ総合的な推進を通じて、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を目指します。

主な取組

主な取組	
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶通常の学級における支援の充実 ▶特別支援学級における支援の充実
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶支援教育の体制整備 ▶校内支援体制の構築 ▶相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実
③	<ul style="list-style-type: none"> ▶施設・設備の充実 ▶人的支援の充実 ▶登下校の送迎・放課後支援の充実
④	<ul style="list-style-type: none"> ▶県立特別支援学校との連携 ▶通級指導教室による支援 ▶交流及び共同学習の推進



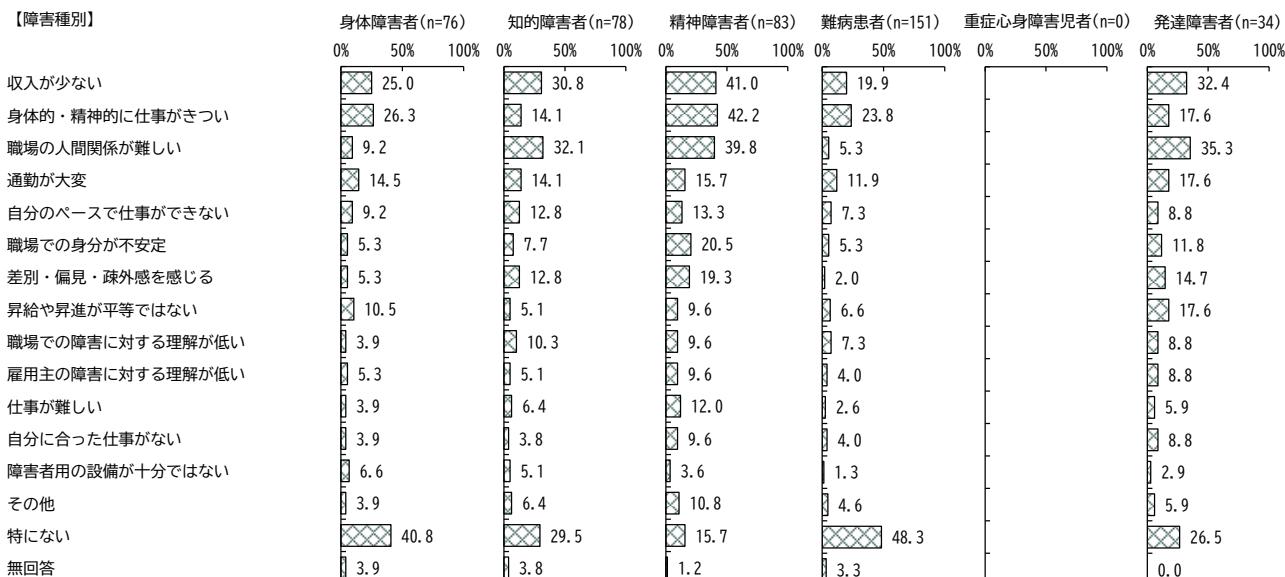
【基本目標4】障害のある人の就労環境の充実

(1) 施策の方向性1 就労の支援

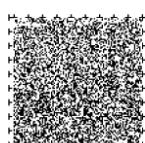
現状と課題

- ▶ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の改正による障害者雇用率の段階的な引き上げなどを踏まえ、障害のある人の就労に向けた取組の充実を図ることが必要です。
- ▶ 障害者雇用の場の広がりに合わせて個々の状況に適した就労を進めるためには、様々な機会を捉えた相談体制の整備及び障害のある人の就労を支援する人材の確保が必要です。
- ▶ 障害のある人の一般企業などへの安定した就労を進めるため、障害等に関する理解促進、職場定着支援などの就労支援体制の充実、新たな職場づくりなどを進めることができます。
- ▶ ハローワークと連携して、障害のある人一人ひとりの職業能力の開発への支援を充実するとともに、企業への啓発や障害者雇用の際の各種支援等に取り組み、障害のある人、企業の双方が安心できる就労環境の整備を進めていくことが必要です。
- ▶ 就労促進施策、多様なニーズに対応する新たな雇用形態の検討などについて、国、県、事業者などと連携した取組の充実を図ることが必要です。

障害があることで、仕事をする上で不安や不満を感じること



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①就労支援の取組の充実を図ります

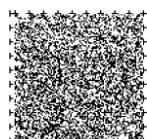
障害のある人の就労支援の活性化を図るため、福祉、医療、教育及び雇用の一層の連携強化を図るとともに、ハローワークを中心とした関係機関とのチーム支援やジョブコーチなどの人的支援の充実を図ります。

②企業などへの理解促進と支援の充実を図ります

障害のある人の一般企業などへの安定した就労を進めるため、障害のある人の雇用への理解促進について企業などに働きかけるとともに、働きやすい施設・設備とするための改善などへの支援を行います。

主な取組

	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶雇用促進のための取組の推進 ▶職業相談などの充実 ▶職場定着などの支援
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶企業などへの理解促進 ▶就労環境の整備などへの支援

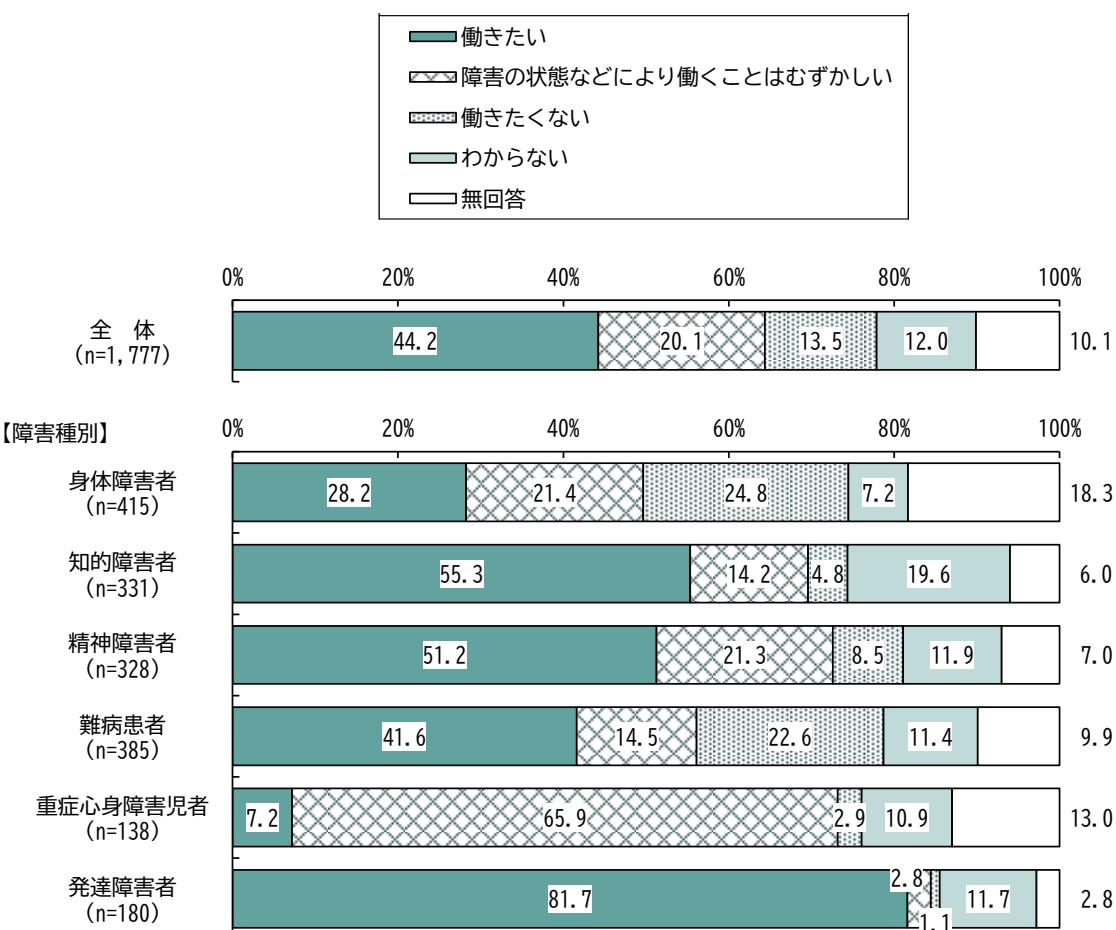


(2) 施策の方向性2 就労の機会の確保

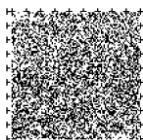
現状と課題

- ▶基礎調査結果によれば、今後の就労希望は全体で44.2%、障害種別でみると、知的障害者が55.3%で最も高くなっています。地域で自立した生活を継続するためには就労が重要な要素であり、多様な就業機会の確保や就労支援の担い手の育成等が必要です。
- ▶一般企業への就労に困難が伴う障害のある人が就労の一形態として選択できるよう、福祉的就労の場を確保することが必要です。
- ▶障害者就労施設で就労する障害のある人などの自立の促進を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、障害者就労施設等の受注の機会の確保に関する取組の充実を図ることが必要です。

今後の就労希望



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①福祉的就労の充実を図ります

一般企業への就労だけでなく、障害のある人のニーズ等に応じ、就労の場を選択することができるよう、障害福祉サービス事業所などの福祉的就労の場の充実を図るとともに、就労継続支援事業所などの工賃向上の支援、官公需の積極的な活用を推進します。

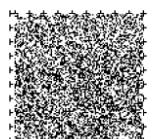
②企業などへの就労支援を促進します

障害者支援センター松が丘園、障害福祉サービス事業所が中心となって行っている職場開拓などにより、障害のある人の一般企業への就労を促進します。

また、重度の障害がある方の就労機会の拡大、就労継続をサポートします。

主な取組

	主な取組
①	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉的就労の場の充実 ▶ 一般就労への移行の促進 ▶ 工賃向上の支援
②	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就労支援の充実 ▶ 職場定着などの支援 ▶ 重度の障害のある人などの雇用の促進



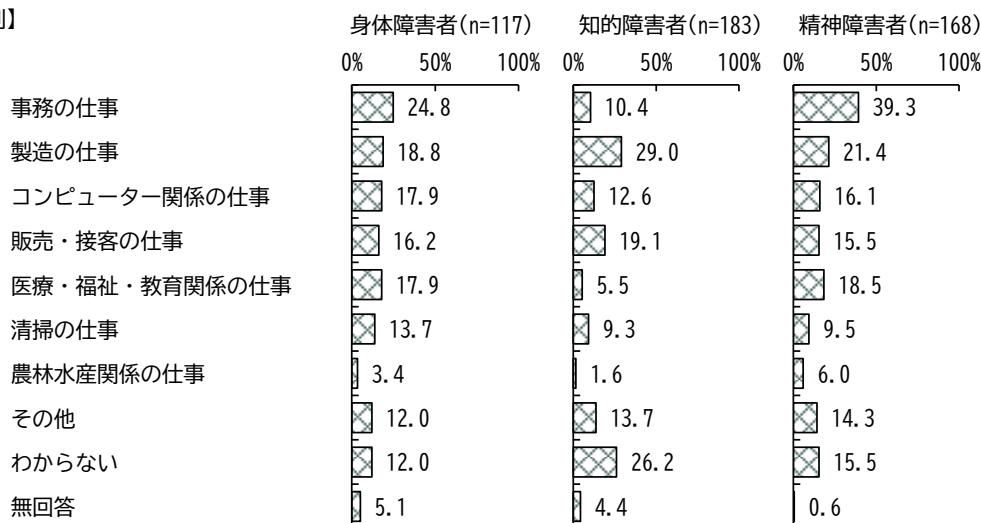
(3) 施策の方向性3 職業訓練及びリハビリテーションの充実

現状と課題

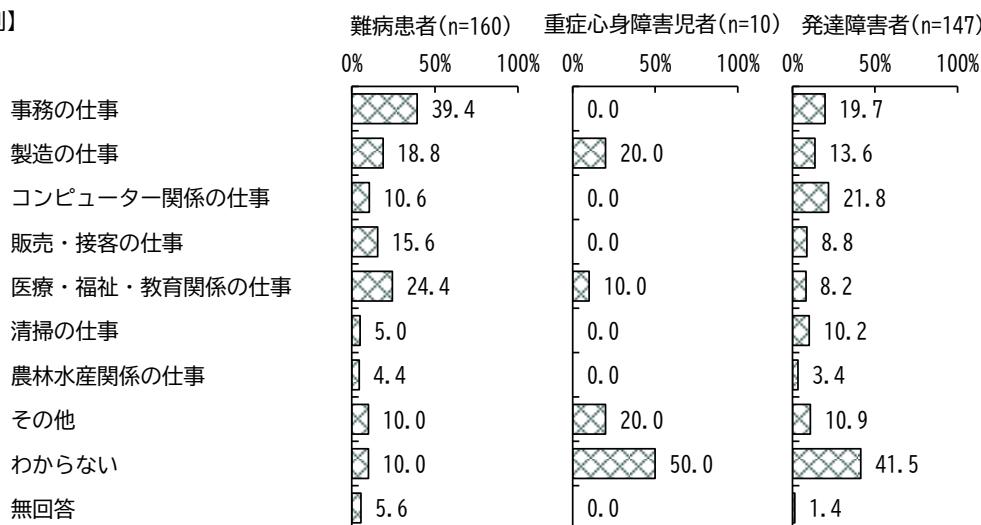
- ▶就労に向けた相談、職業訓練などを雇用、福祉、教育などの関係機関の連携により実施することが必要です。
- ▶軽度障害のある人に対して、就労に向けて障害を軽減するためには、リハビリテーションによる支援が必要です。

希望する職種

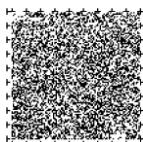
【障害種別】



【障害種別】



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



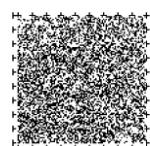
今後の方向性

①職業訓練などの充実を図ります

専門施設、企業内における訓練などが障害のある人の就労にとって有効であることから、福祉、雇用などの関係機関が連携して、就職を希望する障害のある人の就労前訓練、能力開発のための訓練、技能習得のための訓練、生活面の指導と連携した訓練などを推進します。

主な取組

主な取組	
①	▶就労のための訓練の充実 ▶職場適応のための訓練の充実

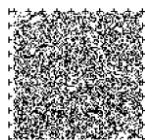


【基本目標5】障害のある人の社会参加、いきがいづくりの推進

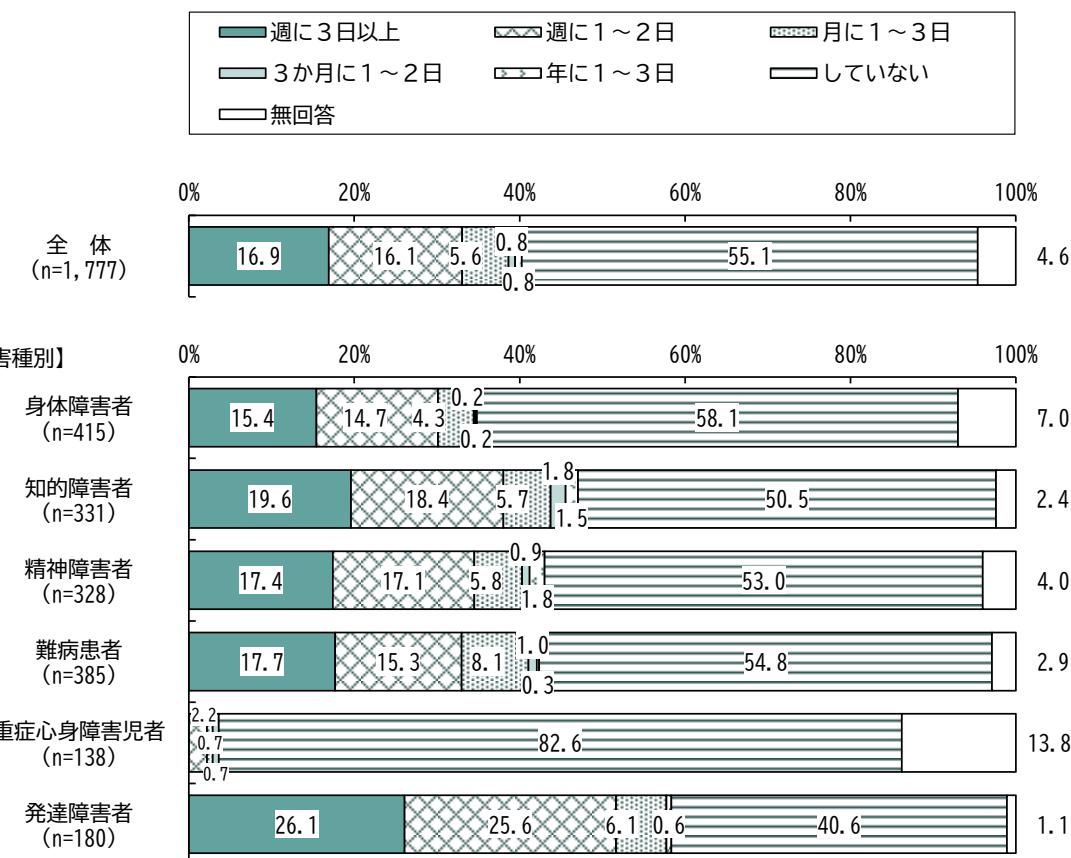
(1) 施策の方向性1 スポーツ・レクリエーションの支援

―― 現状と課題 ━━

- ▶ 基礎調査結果によれば、スポーツをしている割合は、全体で40.2%となっています。スポーツ・レクリエーションへの参加は、社会参加を進める観点から重要であり、多様な場、機会の提供などの充実を図ることが必要です。
- ▶ 障害のある人一人ひとりの状況に合わせて、個人の意思で自由に選択し、自由に楽しむことができるよう、障害者スポーツ・レクリエーションの充実が求められています。
- ▶ ボランティアの参加を積極的に求めるなど、障害のある人もない人も共に参加する機会を増やし、スポーツ・レクリエーションを通じ、お互いの理解を深めることができます。
- ▶ スポーツ・レクリエーションの充実には、障害のある人の状態に適切に対応できる場の確保と参加者への支援が必要です。
- ▶ スポーツ大会などへの参加者の減少や高齢化が進んでおり、より多くの人が参加できるよう、ニーズの把握及び支援が必要です。
- ▶ 国の障害者基本計画（第5次）においても、社会情勢の変化の中で2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承がうたわれており、引き続き、横断的な視点で「共生社会の実現に資する取組の推進」の1つとして、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を掲げています。



スポーツをしているか（ウォーキングやラジオ体操を含む）



今後の方向性

①スポーツ・レクリエーションの充実を図ります

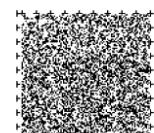
技術及び能力にかかわらず楽しむことのできる障害者スポーツ・レクリエーションや障害のある人の参加に配慮した各種スポーツ大会、スポーツ・レクリエーション教室の開催を推進するとともに、障害者スポーツの普及啓発を行います。

②指導者の養成を促進します

障害のある人のために工夫されたスポーツ・レクリエーションについて、障害のある人の状態に合わせて適切に指導することのできる専門性を持ったリーダーの養成などを関係機関と連携して促進します。

主な取組

主な取組	
①	▶スポーツ・レクリエーションの環境づくり ▶スポーツ・レクリエーション団体などへの支援
②	▶障害に対応する技術・知識習得のための研修の支援

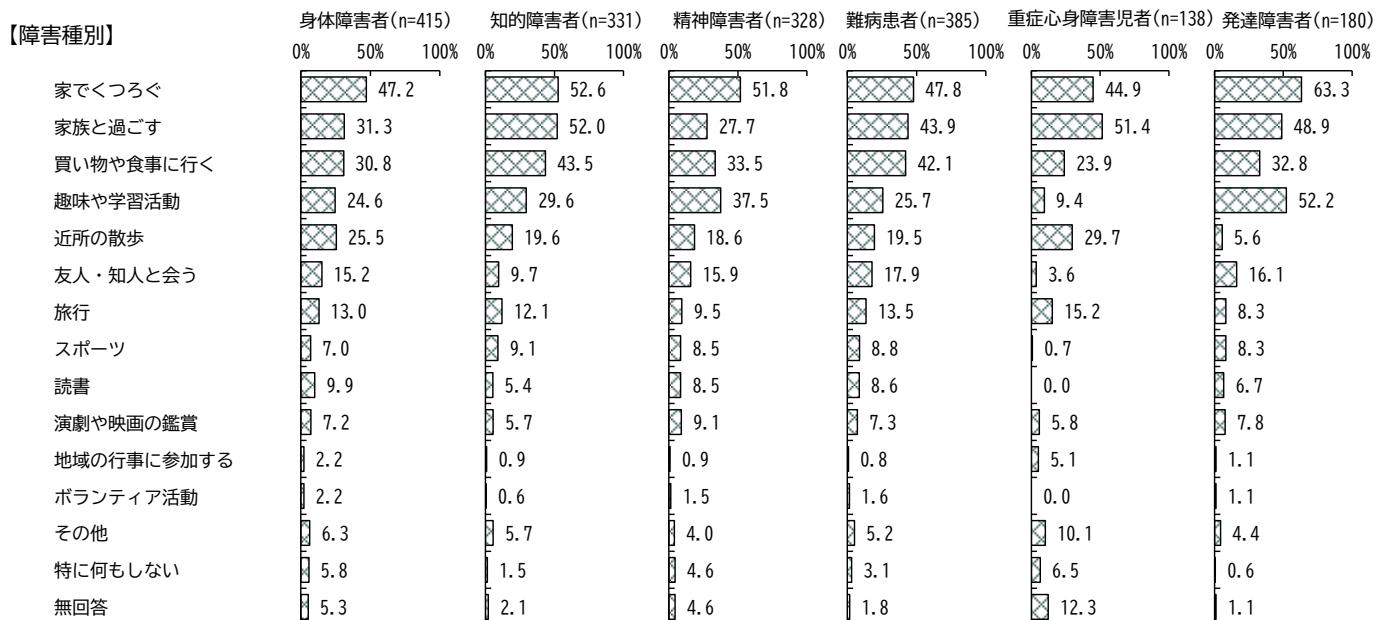


(2) 施策の方向性2 文化活動への支援

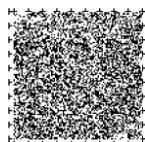
現状と課題

- ▶潤いのある豊かな暮らしを送るために、誰もが気軽に文化に親しむ機会の充実を図ることが必要です。
- ▶障害のある人の文化活動への参加を進めるため、個人の選択に配慮した内容の充実などが必要です。
- ▶文化活動を通じて社会参加を進めるため、障害のある人自らが行う文化活動への支援が必要です。

休日や時間があるときの希望する過ごし方



相模原市障害福祉計画等策定基礎調査（令和4年度）



今後の方向性

①参加機会などの充実を図ります

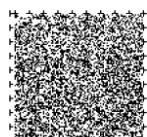
障害のある人の文化活動や地域コミュニティ活動への参加が促進されるよう、障害の状態に配慮した施設の整備などに関係機関と連携して取り組みます。

②障害のある人による文化活動への支援を促進します

障害のある人が主体となる文化活動は、社会参加を促進し、共に支えあう社会づくりに有効であることから、障害のある人及び障害者団体による自主的文化活動を支援します。

主な取組

主な取組	
①	▶障害のある人が参加しやすい事業の検討
②	▶障害のある人の作品展などの開催支援



(3) 施策の方向性3 生涯学習機会の充実

―― 現状と課題 ━━

- ▶ 障害のある人の生活にゆとりと潤いを持たせるため、社会の様々な場において、個人の希望にあった学習が進められるよう、学習機会の充実に向けた環境づくりを進めることが必要です。
- ▶ 障害のある人の社会参加及び市民の障害等に関する理解の促進という観点から、地域での自主的活動の支援が必要です。

―― 今後の方向性 ━━

①学びやすい環境づくりの充実を図ります

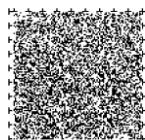
障害のある人が必要なときに自分の希望する学習の機会が得られるよう、機会の充実及び情報提供に努めるとともに、開催場所、開催時間などの配慮に努めます。

②資料などの提供の充実を図ります

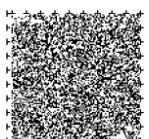
生涯学習に必要な資料及び情報の提供のため、図書館などの機能の充実を図ります。

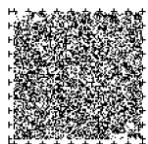
―― 主な取組 ━━

主な取組	
①	▶ 公民館等における各種講座・教室の開催
②	▶ 点字・録音図書、視聴覚資料などの情報提供の充実



第5章 障害福祉サービス等の提供体制 の確保に係る目標及び見込量等 (障害福祉計画・障害児福祉計画)





1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等の策定に当たって

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

令和5年5月に告示された国的基本指針は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針です。

本プランでは、国的基本指針に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）、必要な量の見込み及びその確保策等を設定します。

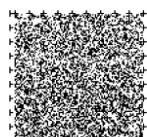
(2) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援の提供体制確保に係る目標の設定

国的基本指針では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援の提供体制確保に係る目標」について、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画と同様、7項目の成果目標を設定しています。

〔成果目標〕

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本プランでは、上記の7項目の成果目標について、本市の状況を踏まえて設定するとともに、成果目標の達成に資するよう、各年度における障害福祉サービス等の見込量及び見込量の確保の方策等を定めます。



2 令和8年度の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人について、自宅やアパート、グループホームなど、地域での生活への移行を推進します。

福祉施設の入所者の地域生活への移行【第6期の進捗状況】

項目	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗率
①入所施設からの地域移行	22人	6人	27.3%
②施設入所者	356人	348人	102.3%

【目標設定に関する国の基本指針】

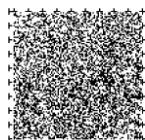
令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度末までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の考え方】

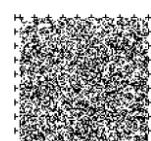
入所施設からの地域移行者数については、第6期障害福祉計画の目標達成は見込めませんが、これまでの実績及び現状から、未達成分の割合を令和8年度の目標値に加えることは困難であるため、国の基本指針に示されている削減割合に基づき、令和4年度末時点の施設入所者数(348人)の6%である21人と定めます。

施設入所者数については、国の基本指針に示されている削減割合に基づき、令和4年度末時点の施設入所者数(348人)の5%である18人を削減するものとし、330人と定めます。



施設入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	令和8年度末 の目標等	目標値等に関する説明
令和4年度末時点の入所者数 (A)	348人	—
【目標①】 地域生活移行者数 (B)	21人	(A) のうち、令和8年度末まで に地域移行する目標人数
新たな入所施設利用者数 (C)	3人	令和8年度までに新たに入所施設 利用が必要な人の見込数
【目標②】 施設入所者数 (D)	330人	令和8年度末の施設入所者見込数 (A - B + C)
施設入所者の削減数 (E)	18人	施設入所者の削減見込数(A - D)



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

保健、医療・福祉関係者による協議の場の設置【第6期の進捗状況】活動指標

項目	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進連絡会議の開催回数	3回／年	2回／年	未達成
上記の関係者の参加者数	90人／年	64人／年	未達成
上記における目標設定及び評価の実施回数	1回／年	1回／年	達成
(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを題材とした)障害者自立支援協議会(全体会)の開催回数	3回／年	0回／年*	未達成
上記の関係者の参加者数	54人／年	0人／年*	未達成

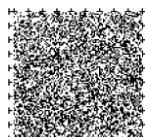
*協議会自体の実施回数は3回／年、参加者数は44人／年

【目標設定に関する国の基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となるため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数や参加者数などの活動指標を明確にして取組を積極的に推進することが必要である。

【本市の考え方】

保健、医療・福祉関係者による協議の場の取組や地域住民の精神疾患及び精神障害等に関する理解を深める普及啓発等、国が活動指標として掲げる取組を推進します。



保健、医療・福祉関係者による協議の場の設置【活動指標】

項目	令和8年度末 の目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回／年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	60人／年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年
心のサポーター養成研修の開催回数	2回／年

第1章

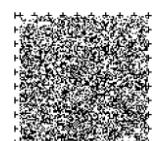
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



(3) 地域生活支援の充実

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行います。

地域生活支援拠点等整備に関する目標【第6期の進捗状況】

項目	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗
運用状況の検証	1回／年	0回／年	未達成

【目標設定に関する国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

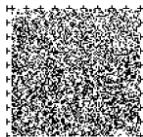
強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るために、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市の考え方】

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討します。

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標

項目	令和8年度末 の目標
地域生活支援拠点等を整備するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回以上／年



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

福祉施設から一般就労への移行等【第6期の進捗状況】

	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗率
①一般就労移行者数	187人	163人	87.2%
②一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	70.0%	27.0%	38.6%
③就労定着率が8割以上の事業所の割合(事業所数)	70.0% (7事業所)	100.0% (10事業所)	142.9%

【目標設定に関する国の基本指針】

① 福祉施設から一般就労へ移行する人の目標値

令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

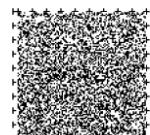
また、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、令和8年度中にそれぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、おおむね1.29倍以上及びおおむね1.28倍以上を目指すこととする。さらに、就労移行事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

② 就労定着支援事業の利用者の目標値

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

③ 就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率の目標値

就労定着支援事業所のうち、令和8年度の就労定着支援事業所の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。



【本市の考え方】

① 福祉施設から一般就労へ移行する人の目標値

国の基本指針に示されている割合に基づき、一般就労移行者数を令和3年度の一般就労への移行実績（128人）の1.28倍である164人と定めるとともに、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る一般就労移行者数を、令和3年度の一般就労への移行実績（90人）の1.31倍である118人、移行実績（12人）の1.29倍である16人、移行実績（17人）の1.28倍である22人と定めます。さらに、就労移行事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割と定めます。

② 就労定着支援事業の利用者の目標値

国の基本指針に示されている割合に基づき、令和3年度実績（154人）の1.41倍である218人と定めます。

③ 就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率の目標値

国の基本指針に示されている割合に基づき、就労定着支援事業所の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分と定めます。

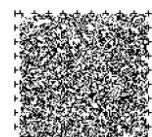


福祉施設から一般就労への移行に関する目標

項目	令和8年度末 の目標等	目標値等に関する説明
令和3年度の一般就労移行者数	128人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標①】 一般就労移行者数	164人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する人数
就労移行支援事業に係る 一般就労移行者数	118人	※各障害福祉サービス事業において、重複する一般就労移行者がいる場合あり
就労継続支援A型事業に係る 一般就労移行者数	16人	
就労継続支援B型事業に係る 一般就労移行者数	22人	
就労移行支援事業利用終了者 に占める一般就労へ移行した 者の割合が5割以上の事業所 の割合	50.0%	一般就労へ移行した5割以上の事業所の割合を5割を目標とする。

項目	令和8年度末 の目標	目標値に関する説明
【目標②】 就労定着支援事業利用者数	218人	就労定着支援事業を利用する人数

項目	令和8年度末 の目標	目標値に関する説明
【目標③】 就労定着率が7割以上の事業所 の割合	25.0%	就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を支援します。

■児童発達支援センターの運営支援及び保育所等訪問支援の利用の促進

児童発達支援センターの運営支援及び保育所等訪問支援の利用の促進

【第2期の進捗状況】

項目	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗
児童発達支援センターの運営支援	運営支援	運営支援の 実施	達成
認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等 関係機関との連携強化を図り、利用の促進	利用促進	利用促進	達成

【目標設定に関する国の基本指針】

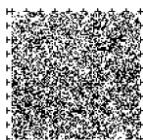
令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。また、各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【本市の考え方】

各区に児童発達支援センターを設置していることから、引き続き、地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターの運営を支援します。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築していることから、引き続き、認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、保育所等訪問支援の利用の促進を図ります。

児童発達支援センターの運営支援及び保育所等訪問支援の利用の促進

項目	令和8年度末 の目標
児童発達支援センターの運営支援	運営支援
認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、 保育所等訪問支援の利用の促進	利用促進



■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所【第2期の進捗状況】

項目	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗
主に重症心身障害児を支援する新たな放課後等デイサービス事業所の整備	1箇所	2箇所	達成
主に重症心身障害児者を支援する新たな生活介護事業所の整備	3箇所	0箇所	未達成

【目標設定に関する国の基本指針】

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

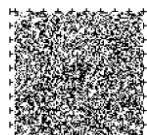
【本市の考え方】

市内には、令和5年10月現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が8箇所、放課後等デイサービス事業所が7箇所あり、引き続き適切な運営が継続できるよう、必要に応じて相談対応や指導を行うとともに、新たな放課後等デイサービス事業所等の整備を促進します。

また、重症心身障害児や医療的ケア児のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実のため、特別支援学校卒業後等の日中活動の場として生活介護事業所の整備を促進します。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等に関する目標

項目	令和8年度末 の目標
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	9箇所（うち新規1）
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	8箇所（うち新規1）
生活介護事業所における重症心身障害児者の新たな受け入れ定員数の確保	27人



■障害福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための協議の場【第2期の進捗状況】

項目	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗
小児在宅移行支援会議等の協議の場の取組の推進とともに、構成員の拡充	推進及び構成員の拡充	実施	達成
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	2名配置	達成

【目標設定に関する国の基本指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、障害福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

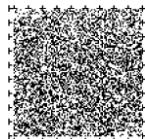
【本市の考え方】

医療的ケア児等支援地域協議会等の協議の場の取組を推進するとともに、構成員の拡充を図ります。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを増員するとともに、医療的ケア児等の関係機関等が連携を図るための協議を実施します。

医療的ケア児等のコーディネーターに関する目標

項目	令和8年度末 の目標
医療的ケア児等支援地域協議会等の協議の場の開催回数	2回／年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	3名



■障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置

【目標設定に関する国の基本指針】

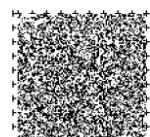
障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人に相応しい環境へ円滑に移行できるように、令和 8 年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【本市の考え方】

新たに障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置に向けて取り組みます。

障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場に関する目標

項目	令和 8 年度末 の目標
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置	設置



(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター等における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を進めます。

相談支援体制の充実・強化等【第6期の進捗状況】

項目	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗
基幹相談支援センター及び障害者相談支援キーステーションにおける地域の相談支援事業者に対する専門的な助言、情報提供の件数	160 件／年	195 件／年	達成

【目標設定に関する国的基本指針】

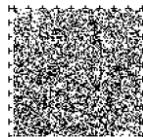
令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【本市の考え方】

基幹相談支援センターを中心とする重層的な相談支援体制を更に充実し、よりきめ細やかな相談支援を行うため、地域における相談支援体制の強化に向けた取組を推進します。

相談支援体制の充実・強化等に関する目標

項目	令和8年度末 の目標	目標値に関する説明
基幹相談支援センター及び障害者相談支援キーステーションにおける地域の相談支援事業者に対する専門的な助言、情報提供の件数	220 件／年	令和4年度実績195 件に対して、毎年度3%程度増加



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することができるよう、事業者等に対する質の向上のための取組を進めます。

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制整備【第6期】

項目	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗
障害福祉サービス事業所等に対する実地指導	150 事業所 ／年	40 事業所 ／年	未達成
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回／年	0回／年	未達成
包括的に検討や意見交換できる体制構築のための市職員研修の回数	1回以上 ／年	3回／年	達成

【目標設定に関する国の基本指針】

令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【本市の考え方】

事業者への指導、助言や研修による利用者の目線に立った運営指導体制を構築するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる事業者等との審査対応により、サービスの質の向上を促進します。

また、地域共生社会の実現に向けて、複合化・複雑化した課題に対して、包括的に検討や意見交換できる体制構築のため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ参加することで、連携の強化を図ります。

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

項目	令和8度末 の目標
障害福祉サービス事業所等に対する実地指導	200 事業所／年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回／年
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	38 人／年



3 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

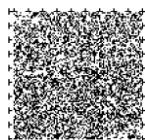
(1) 訪問系サービスの見込量

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプサービス)	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人及び常に介護を必要とし行動障害を有する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、外出の援護などの支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に対し、外出の援護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービスの実績と見込量

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護(ホームヘルプサービス)	人/月	1,069	1,121	1,207	1,300	1,399	1,507
	時間/月	29,321	30,672	33,116	35,755	38,604	41,680
重度訪問介護	人/月	31	33	37	42	48	54
	時間/月	13,128	14,928	16,875	19,078	21,569	24,384
同行援護	人/月	125	130	138	147	156	165
	時間/月	2,973	3,634	3,979	4,358	4,773	5,227
行動援護	人/月	36	51	72	102	112	123
	時間/月	969	1,636	2,494	3,805	4,185	4,603
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
訪問系 サービス計	人/月	1,261	1,335	1,454	1,591	1,715	1,849
	時間/月	46,391	50,870	56,464	62,996	69,131	75,894

※各年度の実績・見込量は、3月サービス提供分の数値



【見込量】

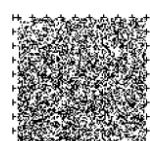
訪問系サービスの利用者数については、これまでの実績を踏まえ増減を判断し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護及び行動援護は増加を見込んでいます。

利用量については、利用者数の増加や現利用者の高齢化や社会環境の変化等による需要の増加を想定し、全体的に増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

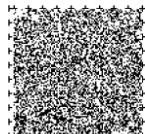
訪問系サービスについては、サービス利用の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていきます。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。



(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害のある人に対し、主に日中に入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等の必要がある障害のある人に対し、身体的リハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上などの必要がある障害のある人に対し、日常生活能力を向上するための支援などを行います。
就労移行支援	一般企業への就労又は在宅就労等が見込まれる障害のある人のうち、就労を希望する人に対し、生産活動などを通じて就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います。
就労継続支援（A型）	一般企業などにおける就労が困難な障害のある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業などにおける就労が困難な障害のある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や就労移行支援又は就労継続支援A型の利用が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障害のある人に対し、就労の継続を図ることができるよう、事業所や家族等との連絡調整などを行います。
就労選択支援【新規】	障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
療養介護	医療を要する障害のある人のうち、常に介護を必要とする人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅において介護を行う人の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、障害者支援施設等への短期間の入所により、必要な介護などを行います。



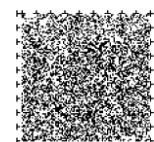
日中活動系サービスの実績と見込量

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	1,691	1,742	1,785	1,828	1,873	1,919
	人日/月	33,010	34,830	36,311	37,855	39,464	41,142
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	5	16	16	16	16
	人日/月	16	69	100	102	102	102
自立訓練 (生活訓練)	人/月	81	121	140	161	186	215
	人日/月	1,498	2,138	2,179	2,221	2,263	2,307
就労選択支援 【新規】	人/月	—	—	—	—	15	15
就労移行支援	人/月	270	262	288	317	348	383
	人日/月	4,931	4,587	4,950	5,341	5,764	6,219
就労継続支援 (A型)	人/月	222	243	274	310	350	395
	人日/月	4,126	4,712	5,419	6,231	7,165	8,240
就労継続支援 (B型)	人/月	1,305	1,408	1,583	1,779	2,000	2,249
	人日/月	21,514	23,357	26,113	29,195	32,641	36,493
就労定着支援	人/月	150	144	169	198	232	272
療養介護	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	83	87	91	95	98	103
短期入所 (福祉型)	人/月	209	299	363	436	526	635
	人日/月	1,514	2,087	2,470	2,967	3,552	4,254
短期入所 (医療型)	人/月	17	25	28	35	42	51
	人日/月	119	135	190	218	261	312

※人日／月：「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(例えば20人が平均して15日利用すると、サービス量は300人日／月)

※自立訓練（生活訓練）のうち精神障害のある人の見込量：令和6年度94人、令和7年度112人、令和8年度134人



【見込量】

日中活動系サービスの利用者数については、これまでの実績を踏まえ増減を判断し、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援及び短期入所は増加を見込み、自立訓練（機能訓練）及び療養介護は、ほぼ横ばいになると見込んでいます。

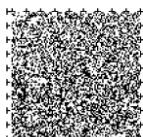
利用量については、主に通所によるサービスであるため令和4年度までは感染症予防対策等による影響で減少が見受けられるサービスもありますが、利用者数に比例し、増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

日中活動系サービスについては、生活介護、自立訓練（生活訓練）、短期入所でサービス利用の増加を見込んでいるため、必要な見込量の確保のため、新たな事業所の開設を図ります。

特に、特別支援学校を卒業する重度の障害のある児童の日中過ごせる場となる生活介護等の事業所については、整備を促進します。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。



(3) 居住・施設系サービスの見込量

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	介護を要する障害のある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護などの支援を行います。
施設入所支援	障害者支援施設等において、主に夜間に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

居住系サービスの実績と見込量

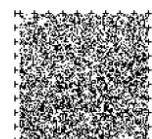
単位	第6期実績	第7期見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度
自立生活援助	箇所	2	2	3	3	3
	人/月	3	5	9	9	9
共同生活援助 (グループホーム)	箇所	99	109	115	126	136
	人/月	993	1,125	1,280	1,457	1,658
施設入所支援	箇所	8	8	8	8	8
	人/月	337	348	349	340	336

※自立生活援助のうち精神障害のある人の見込量：令和6年度7人、令和7年度7人、令和8年度7人

※共同生活援助のうち精神障害のある人の見込量：令和6年度510人、令和7年度597人、令和8年度698人

【見込量】

居住系サービスの利用者数については、これまでの実績を踏まえ、共同生活援助（グループホーム）は、令和6年度以降も増加を見込み、施設入所支援は、約5%減少すると見込んでいます。

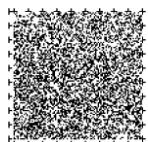


【見込量の確保の方策】

共同生活援助（グループホーム）については、入居に係る家賃を助成することや、日中サービス支援型事業所への継続的なサービス提供のための指導等により、施設や病院からの地域移行、親からの自立を支援します。

施設入所支援については、利用者の意向に沿った地域生活への移行に向けた取組とともに、入所して支援を受けることが必要とされる人に対する適切なサービスの提供に努めます。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。



(4) 相談支援の見込量

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする人に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害のある人及び保護施設、矯正施設等を退所する障害のある人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障害のある人や施設・病院から退所・退院した障害のある人のうち、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

相談支援サービスの実績と見込量

単位	第6期実績	第7期見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度
計画相談支援	箇所	57	61	69	71	75
	人/月	636	711	980	1,180	1,298
地域移行支援	箇所	22	20	23	23	23
	人/年	9	16	15	15	15
地域定着支援	箇所	17	15	18	18	18
	人/年	3	4	3	3	3

※地域移行支援のうち精神障害のある人の見込量：令和6年度15人、令和7年度15人、令和8年度15人

※地域定着支援のうち精神障害のある人の見込量：令和6年度2人、令和7年度2人、令和8年度2人

【見込量】

計画相談支援の利用者数については、これまでの実績を踏まえ、令和6年度以降も増加を見込み、地域移行支援及び地域定着支援は、ほぼ横ばいになると見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

計画相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、必要な見込量の確保のため、新たな事業所の開設を図っていくとともに、研修の実施などによる質の向上を図ります。



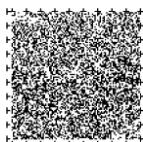
4 障害児支援の見込量と確保の方策

(1) 障害児通所支援の見込量

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対し、学校の授業の終了後又は学校休業日に、施設への通所により、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童に対し、当該施設を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由等の障害がある児童に対し、療育や生活援助及びリハビリテーション、医療的ケア、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

障害児通所支援の実績と見込量

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	812	1,011	1,208	1,445	1,727	2,064
	人日/月	6,120	7,474	9,327	11,640	14,527	18,129
放課後等デイサービス	人/月	1,990	2,180	2,397	2,635	2,897	3,185
	人日/月	23,014	26,201	28,407	30,799	33,392	36,203
保育所等訪問支援	人/月	50	108	172	273	435	693
	人日/月	68	217	295	469	746	1,187
医療型児童発達支援	人/月	18	18	18	20	20	20
	人日/月	183	137	156	200	200	200
居宅訪問型児童発達支援	人/月	2	2	2	2	2	2
	人日/月	4	6	7	20	20	20



【見込量】

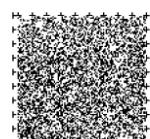
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の利用者数は増加すると見込んでいます。

一人当たりの利用量は、これまでの実績などを踏まえ、見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

重度の障害のある児童の支援の体制を整備するため、重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる障害児通所支援事業所の整備を促進します。

また、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービスの拡充等を図っていくとともに、研修の実施などによる質の向上を図ります。



(2) 障害児入所支援の見込量

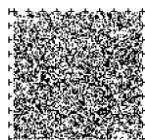
サービス名	内容
福祉型障害児入所支援	障害児入所施設に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

障害児入所支援の実績と見込量

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉型障害児 入所支援	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/月	42	48	45	45	45	45
医療型障害児 入所支援	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	9	8	6	6	6	6

【見込量】

新規施設の開設予定がないため、利用児童数はほぼ横ばいと見込んでいます。



(3) 障害児相談支援等の見込量

障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、障害児利用計画案の作成やサービス事業所等との連絡調整などの支援を行います。また、医療的ケア児の支援について、関連分野の支援をコーディネートします。

障害児相談支援等の実績と見込量

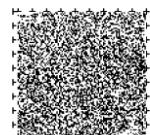
	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	箇所	25	26	31	32	33	35
	人/月	309	334	411	505	621	763
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	2	2	3	3	3

【見込量】

障害児通所支援の利用児童数の増加などを踏まえ、障害児相談支援の利用児童数は増加すると見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

障害児相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、必要な見込量の確保のため、新たな事業所の開設を図っていくとともに、研修の実施などによる質の向上を図ります。



5 発達障害のある人の支援

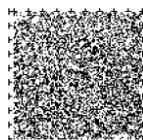
発達障害のある人やその家族への専門的な相談に対応するとともに、発達障害に関する普及啓発を促進します。

また、発達障害のある人の地域支援体制に関する課題を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議を行うため、発達障害者支援地域協議会を開催します。

発達障害者等に対する支援の実績と見込量

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者支援地域協議会の開催	回/年	2	2	2	2	2	2
発達障害支援センターによる相談支援	件/年	730	699	700	700	700	700
発達障害支援センターの関係機関への助言※	件/年	25	35	24	30	35	35
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言	件/年	8	6	5	9	9	9
発達障害支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発※	件/年	55	57	60	60	60	60
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	人/年	31	20	24	30	30	30
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	93	83	74	90	90	90

※当該項目には、発達障害支援センター実績の他、陽光園療育相談室（主に中学生までの発達障害のある人の関係機関への助言等を担当）の実績を含む。



【見込量】

ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数は、保護者・家族向けに開催する講座の参加者数を見込んでいます。

ペアレントメンターは、子育て講座等での保護者体験談等、保護者向け事業に協力をいただける方の人数を見込みとして計上します。

ピアサポートは、大学と協力して行うセミナーの参加者を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

支援プログラム等の実施に当たって、各子育て支援センター療育相談班や福祉型児童発達支援センター等、参加対象者を支援している機関と協力し、講座を開催します。

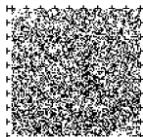
ペアレントメンターは、発達障害者支援センターや各子育て支援センター療育相談班で支援を受けてきた保護者を対象としたサポーター研修（仮称）を実施するとともに、保護者向け事業における協力の機会を現状の回数から増やすことで見込量の確保に努めます。

ピアサポートについては、大学と協力して行うセミナーを介して確保に努めます。

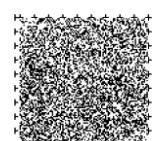


6 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害等に関する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活を送ることができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分ではない知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用の申立てに必要となる経費や後見人等の報酬の助成を行います。
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用を必要としている人が、地域で安心して生活を送ることができるよう成年後見制度の利用を促進するとともに、中核機関や関係機関等の連携のための協議会の運営などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児者について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。

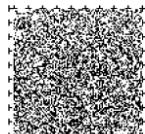


サービス名	内容
地域活動支援センター事業	ア 地域活動支援センターⅠ型 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに、相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。
	イ 地域活動支援センターⅢ型 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与などを実施します。
障害児等療育支援事業	身体や知的に障害のある在宅の児童に対し、療育指導や相談などの支援を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者又は要約筆記者について、市域を越える広域的な派遣、複数市区町村の住民が参加する障害者団体などの会議や研修への派遣、専門性の高い分野で市では対応できない場合の派遣を行います。また、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。

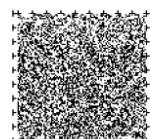


地域生活支援事業の実績と見込量

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者 相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	15	15	15	15	15
成年後見制度利用促進事業	人/年	1,522	1,583	1,681	1,769	1,865	1,960
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	1,230	1,453	1,548	1,550	1,600	1,650
手話通訳者設置事業	箇所	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	件/年	12,836	15,682	17,476	17,420	17,494	17,518
介護・訓練支援用具	件/年	74	37	74	70	75	80
自立生活支援用具	件/年	107	88	106	110	118	126
在宅療養等支援用具	件/年	70	88	111	90	92	94
情報・意思疎通支援用具	件/年	83	102	106	120	128	136
排せつ管理支援用具	件/年	12,481	15,345	17,049	17,000	17,050	17,050
住宅改修費	件/年	21	22	30	30	31	32
手話奉仕員養成研修事業	人/年	31	67	91	80	80	80



	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	1,231	1,248	1,431	1,459	1,488	1,518
	時間/年	151,297	152,585	199,855	203,838	207,901	212,044
地域活動支援センター	箇所	10	9	8	8	8	8
	人/月	238	218	205	205	205	205
地域活動支援センターI型	箇所	4	4	4	4	4	4
	人/日 (定員)	120	120	120	120	120	120
地域活動支援センターIII型	箇所	6	5	4	4	4	4
	人/日 (定員)	118	98	85	85	85	85
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年	手話0要約4	手話2要約14	手話2要約10	手話4要約9	手話4要約9	手話4要約9
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	1	0	0	10	10
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	61	77	54	80	80	80
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年	94	168	110	110	110



【見込量】

障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳に相応しい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や障害のある人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施します。

【見込量の確保の方策】

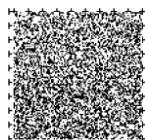
相談支援事業については、基幹相談支援センターや障害者相談支援キーステーションを中心として、総合的・専門的な支援及び地域の相談支援体制の強化に取り組んでいきます。

成年後見制度の利用促進に向けて、制度の理解促進のほか、制度を円滑に運用するため多様な分野・主体との連携及び市民後見人や親族後見人等の担い手の確保・育成等の推進に取り組んでいきます。

障害のある人の更なる社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保・研修に努めます。

地域活動支援センターについては、障害のある人の地域における交流の場としての機能も有することから、ニーズに応じた適切な提供体制の確保に努めます。

地域生活支援事業の各事業について、必要とする障害のある人が利用できるよう、事業内容の周知を図ります。



第1章

第2章

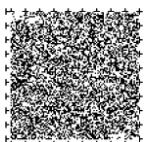
第3章

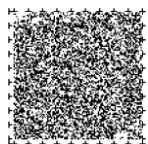
第4章

第5章

資料編

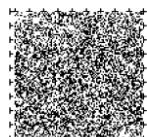
資料編





1 プランの策定経過

開催日	議題等
令和5年5月～6月	オープンハウス型の意見聴取（緑区、中央区、南区）
令和5年5月～8月	関係団体への意見聴取の実施
令和5年7月14日	相模原市障害者施策推進協議会への諮問 令和5年度第1回相模原市障害者施策推進協議会 ○相模原市障害福祉計画等策定基礎調査の結果について ○第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランの策定について
令和5年8月16日	令和5年度第2回相模原市障害者施策推進協議会 ○プラン（素案）について
令和5年9月15日	令和5年度第3回相模原市障害者施策推進協議会 ○プラン（素案）について
令和5年9月20日	相模原市障害者自立支援協議会 ○プラン（素案）について
令和5年10月6日	令和5年度第4回相模原市障害者施策推進協議会 ○プラン（素案）について ○答申（案）について
令和5年10月20日	相模原市障害者自立支援協議会 ○プラン（素案）について
令和5年10月24日	相模原市障害者施策推進協議会から答申
令和5年12月15日～ 令和6年1月22日	パブリックコメントの実施
令和6年1月	オープンハウス型の説明会（緑区、中央区、南区）



2 相模原市障害者施策推進協議会条例

○相模原市障害者施策推進協議会

条例

平成21年相模原市条例第59号

改正

平成23年8月5日条例第20号

平成24年5月21日条例第60号

相模原市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置する相模原市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の住民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。



3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障害者施策推進事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の協議会の会議は、市長が招集する。

附 則（平成23年8月5日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月21日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。



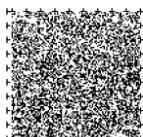
3 相模原市障害者施策推進協議会委員名簿

(任期：令和5年1月1日～令和6年12月31日)

五十音順

No.	委員名	所属等
1	淺沼 一也	特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会
2	見目 茂則 (R5.3.31まで) 飯窪 美紀子 (R5.4.1から)	神奈川県立相模原養護学校 校長 神奈川県立相模原支援学校 校長
3	五十嵐 舞子	公募委員
4	石井 弘子	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会 理事
5	○ 今井 康雅	相模原市障害福祉事業所協会 会長
6	大滝 英史 (R5.4.1から)	公募委員
7	片岡 加代子	相模原市精神保健福祉家族会みどり会 理事
8	金澤 信義 (R5.4.1から)	公募委員
9	木村 古津恵	相模原市聴覚障害者協会 副会長兼事務局長
10	小林 輝明	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 常務理事
11	宍戸 真記子	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会
12	須賀 和也	相模原市精神障がい者仲間の会（あしたば会） 副会長
13	鈴木 泰明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 常務理事
14	高橋 滋子	相模原市視覚障害者協会 理事
15	堤 道子	相模原市民生委員児童委員協議会 常任理事
16	原田 克也 (R5.7.18まで) 廣瀬 憲一 (R5.7.19から)	一般社団法人相模原市医師会 理事 一般社団法人相模原市医師会 理事
17	○ 村井 祐一	田園調布学園大学 教授
18	児玉 満 (R5.3.31まで) 森谷 郁美 (R5.4.1から)	相模原公共職業安定所 所長 相模原公共職業安定所 所長
19	安永 佳代	神奈川県弁護士会
20	吉原 君子	相模原市肢体障害者協会 会長

◎：会長 ○：職務代理人



4 用語の解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス

アクセシビリティ

機会、制度、施設などに対する個人や社会の関係や利用のしやすさ、しにくさの程度。サービス情報の入手、サービス利用までの物理的な障壁、サービス入手までの時間的距離、サービスの量及び質、サービスの受益可能性、サービス料などが、その指標として挙げられている。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童

インクルージョン

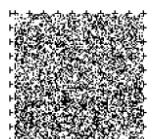
インクルージョンとは、「包み込む」という意味を持ち、「包括」「包含」「包容」などと訳される。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み

エンパワーメント

障害の有無にかかわらず、誰もが本来の力を發揮できるようになっていくこと。



か行

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

合理的配慮

障害のある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときに、負担になりすぎない範囲において、必要かつ合理的な配慮を行うこと。

さ行

災害時要援護者

高齢者、障害者、乳幼児、病人、妊娠婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者をいう。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条の「要配慮者」と同義。

さがみはら成年後見・あんしんセンター

認知症や障害等により、判断能力が十分でなくなった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるような環境づくりのため、市社会福祉協議会が運営する窓口。主に日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進事業に取り組んでいる。

中核機関としては、成年後見制度の周知・啓発、関係機関に対する専門的な助言、最適な成年後見などの候補者の選定・受任調整、親族後見人などの支援の4つの役割がある。

児童発達支援センター

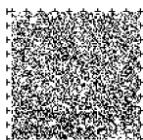
障害のある未就学の子どものための通所施設の一つで、家庭から地域の児童発達支援センターに通いながら療育や生活の自立のための支援を受けることができる。

市民後見人

市区町村等が実施する研修を受講するなどして成年後見人として必要な知識・技術を身に付けた市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。被後見人等と同じ地域の住民という特徴を生かし、市民の目線、立場で後見活動を行う。

手話通訳者

聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の間で、手話を用いたコミュニケーションを仲介する人



障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた条約。この条約では、障害のある人の尊厳、自律（自ら選択する自由を含む。）及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則としている。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。国や自治体、民間事業者に対して、障害を理由とする不当な差別を禁止し、障害のある人が壁を感じずに生活を送ることができるよう、負担が過重でない場合は、「合理的配慮」を提供することを国や自治体に義務付けている。（法改正により、令和6年4月からは民間事業者にも義務付けになる。）

障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等に関する法律。障害のある人の雇用機会を広げ、障害のある人が自立できる社会を築くことを目的とし、職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障害者の雇用の促進について定めている。

障害者週間

毎年12月3日から12月9日まで。障害や障害のある人への関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進する期間

情報バリアフリー

障害のある人を含む全ての人々が社会のICT化による利益を享受できることを目的に行う様々な方策のこと。

ジョブコーチ

「職場適応援助者」の別称で、障害のある人が一般の職場で就労するに当たり、障害のある人やその家族、事業主に対して障害のある人の職場適応に向けたきめ細かな支援を行うため、専門的知識や技術を持った人材。訪問型、企業在籍型などがある。

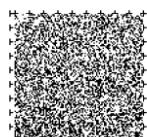
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域住民等の協力を得ながら包括的な支援体制を構築し、地域共生社会を実現するための仕組み。

「にも包括」という略称で呼ばれる。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分ではない人に対し、成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの契約や不動産や財産の管理など法律行為全般を行い、本人の生活を支援する制度



た行

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を持って自分らしく自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい等の生活支援を包括的に提供するシステム

地域活動支援センター

障害のある人を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創造的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの便宜を供与し、障害のある人の自立した生活を支援する場

な行

難病

難病の患者に対する医療等に関する法律では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。

は行

バリアフリー

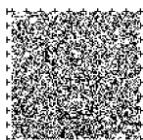
建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味するが、それ以外にも、社会的・制度的・心理的なバリア除去という意味で用いられる。

ピアサポート

同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いに支えあう活動。知識や気持ちを共有することが回復の助けになり、かつ、生きていく・生活していく力の獲得・維持が期待される。

P D C A サイクル

P D C A サイクルは、行動プロセスの枠組みの一つ。P l a n (計画)、D o (実行)、C h e c k (評価)、A c t i o n (改善) の4つで構成されていることから、P D C A という名称になっている。従来、P D C A サイクルの考え方とは、公共分野において事業を円滑に推進するために取り入れられている。



ペアレントトレーニング

子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消する保護者向けの心理教育。子どもの行動変容を目的として、保護者のほめ方や指示などの具体的なスキルを獲得することを目指しており、療育場面のトレーニングだけでなく、保護者が日常生活で適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待される。

ま行

Map（支援シート）

市では、「個別の教育支援計画」の独自書式として、県が用いている「支援シート」に代わるもので、「生活支援プラン（Map）」の「つなぐページ」を活用している。

支援シートである「Map（のつなぐページ）」は、教育機関や関係機関と相談しながら保護者が記入し、所属の学校等と共有している。

※「生活支援プラン（Map）」とは、発達障害支援センターが作成した書式に保護者が記入する冊子（サポートブック）

メンタルヘルス

精神面における健康（こころの健康）

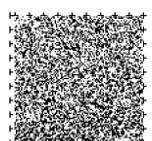
や行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方

要約筆記者

難聴、聴覚障害のある人への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝える要約筆記作業に従事する通訳者のこと。



ら行

ライフステージ

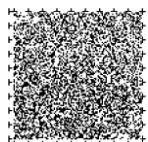
入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとの段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リハビリテーション

障害のある人々を身体的、心理的、社会的、職業的又は経済的に、各人それぞれの最大限度にまで回復させることをいう。

レスパイト

「小休止」の意味で、乳幼児や障害のある人、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設へのショートステイや自宅への介護人派遣などがある。



第2期 共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン

発 行 令和6年3月
編 集 相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 地域包括ケア推進課
住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
電 話 042-769-9222
ファクス 042-759-4395
電子メール houkatsucare@city.sagamihara.kanagawa.jp

